

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月28日
【事業年度】	第131期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
【会社名】	飯野海運株式会社
【英訳名】	IINO KAIUN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 當 舍 裕 己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
【電話番号】	03(6273)3208
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 鮎 子 田 修
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
【電話番号】	03(6273)3208
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 鮎 子 田 修
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第127期	第128期	第129期	第130期	第131期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (百万円)	81,334	84,843	89,179	88,916	104,100
経常利益 (百万円)	4,631	4,701	3,455	6,810	9,431
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,243	4,685	3,788	7,655	12,526
包括利益 (百万円)	4,780	4,814	1,939	7,782	14,460
純資産額 (百万円)	69,237	73,077	73,428	79,835	91,333
総資産額 (百万円)	210,237	222,435	231,088	245,611	247,130
1株当たり純資産額 (円)	653.29	689.25	692.63	753.55	863.00
1株当たり当期純利益 (円)	38.53	44.28	35.80	72.35	118.39
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	32.9	32.8	31.7	32.5	36.9
自己資本利益率 (%)	6.2	6.6	5.2	10.0	14.6
株価収益率 (倍)	13.21	8.42	8.66	7.33	6.98
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,117	14,549	13,079	19,282	15,782
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	15,399	21,202	14,840	22,991	3,115
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,350	5,826	6,234	2,894	14,824
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	10,536	9,826	14,208	13,301	11,654
従業員数 (名)	622	629	646	659	644
(外・平均臨時雇用者数)	{ - }	{ - }	{ - }	{ - }	{ - }

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第128期の期首から適用しており、第127期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第127期	第128期	第129期	第130期	第131期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (百万円)	68,516	72,753	77,298	80,034	93,694
経常利益 (百万円)	3,010	4,586	3,177	7,081	10,789
当期純利益 (百万円)	1,881	4,541	2,940	7,244	10,328
資本金 (百万円)	13,092	13,092	13,092	13,092	13,092
発行済株式総数 (株)	111,075,980	111,075,980	111,075,980	108,900,000	108,900,000
純資産額 (百万円)	56,646	60,684	60,082	67,835	75,766
総資産額 (百万円)	142,170	151,825	157,436	169,726	173,975
1株当たり純資産額 (円)	535.37	573.53	567.85	641.13	716.09
1株当たり配当額 (円)	10.00	15.00	12.00	22.00	36.00
(内1株当たり中間配当額)	(5.00)	(5.00)	(5.00)	(6.00)	(11.00)
1株当たり当期純利益 (円)	17.08	42.92	27.79	68.47	97.62
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	39.8	40.0	38.2	40.0	43.5
自己資本利益率 (%)	3.3	7.7	4.9	11.3	14.4
株価収益率 (倍)	29.80	8.69	11.16	7.74	8.46
配当性向 (%)	58.5	34.9	43.2	32.1	36.9
従業員数 (名)	147	152	160	166	169
株主総利回り (%)	106.6	81.7	71.3	120.9	189.1
(比較指標: 配当込み TOPIX) (%)	(115.9)	(110.0)	(99.6)	(141.5)	(144.3)
最高株価 (円)	680	605	402	620	943
最低株価 (円)	440	364	255	289	504

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2 第128期の1株当たり配当額には、創立120周年記念配当5円を含んでおります。
3 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。
4 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

- 1899年7月 飯野商会として発足。
- 1918年12月 飯野商事株式会社を設立。
- 1922年4月 飯野汽船株式会社を設立、飯野商事株式会社請負の海上輸送を分離継承。
- 1929年2月 当社最初のタンカー第一鷹取丸(1,266重量トン)竣工。
- 1931年8月 本格的な外航タンカー富士山丸(初代13,586重量トン・18ノット)竣工。
- 1941年3月 飯野商事株式会社を飯野海運産業株式会社に商号変更し、さらに飯野汽船株式会社と合併。
- 1942年4月 船舶運営会による我が国全船舶の国家使用・船員徴用が決定され、当社も指定を受ける。
- 1944年4月 飯野海運産業株式会社を飯野海運株式会社と改称。
- 1949年5月 東京証券取引所に上場。なお、1952年10月迄に順次大阪証券取引所他6証券取引所に上場した。
- 1950年4月 船舶運営会廃止、当社完全自営に復帰。
- 1953年3月 飯野不動産株式会社を設立。
- 1960年10月 飯野ビルディング完成にともない東京都千代田区内幸町二丁目1番1号に本社移転。
- 1964年3月 海運集約に際し、定航部門を分離して新たに設立した飯野汽船株式会社に譲渡し、これと川崎汽船株式会社とが合併した。
- 1974年3月 イイノマリンサービス株式会社を設立。船舶管理業務を行う。
- 1979年12月 泰邦商事株式会社を設立。仲立業及び舶用品販売業務を行う。
- 1983年7月 泰邦マリン株式会社を設立。倉庫業を行う。
- 1986年11月 光洋汽船株式会社を買取り。
- 1986年12月 有償第三者割当増資を実施し資本金78億円となる。
- 1987年6月 事業の拡充と経営の多角化に備え、定款に事業目的の一部を追加。
- 1989年8月 船舶保有を目的とした海外子会社LODESTER NAVIGATION S.A.を設立。
- 1990年3月 有償株主割当増資を実施し資本金107億円となる。
- 1997年5月 株式会社イイノ・メディアプロを設立。貸フォトスタジオ「イイノ・広尾スタジオ」の運営。
- 1997年10月 飯野不動産株式会社と合併。
- 1999年10月 泰邦商事株式会社をイイノエンタープライズ株式会社と改称。
- 2002年4月 貸フォトスタジオ「イイノ・南青山スタジオ」竣工。
- 2003年9月 当社グループが運航管理を行う大型LNG船SK SUNRISE(68,415重量トン)竣工。
- 2003年10月 ドバイ駐在員事務所開設。
- 2004年4月 営業活動の拡大を目的に、ロンドンに現地法人IINO UK LTD.を設立。
- 2004年6月 コーポレートガバナンスの体制強化のため、執行役員制度を導入。
- 2004年12月 公募増資と有償第三者割当増資を実施し資本金130億円となる。
- 2006年8月 IINO SINGAPORE PTE.LTD.(2002年4月設立)にて運航業務開始。
- 2007年4月 小型ガスタンカー部門をイイノガストラנסポート株式会社に分社。
- 2007年7月 イイノガストラנסポート株式会社が光洋汽船株式会社を吸収合併。
- 2007年11月 飯野ビルディング建替え計画に伴い本社事務所移転。
- 2009年3月 飯野ビルディング建設工事に着工。
- 2011年10月 飯野ビルディング開業。本社事務所を飯野ビルディングに移転。
- 2011年11月 本社オフィスが日本初の「LEEDプラチナ認証」を取得。
- 2014年9月 米国ヒューストン事務所開設。
- 2016年3月 飯野ビルディングが東京都環境確保条例における「優良特定地球温暖化対策事業所(トップレベル事業所)」に認定。(2021年3月再取得)
- 2019年9月 上海駐在員事務所開設。
- 2019年12月 メタノールを燃料として使用可能な2元燃料主機関を搭載したメタノール船CREOLE SUN(49,760重量トン)竣工。
- 2020年3月 英国ロンドンのオフィスビル「BRACON HOUSE」取得
SOxスクラバー搭載のオイルタンカー富士山丸(五代目 312,499重量トン)竣工。
- 2021年3月 資金使途を環境改善効果のある事業(グリーンプロジェクト)に限定したグリーンボンドを発行(発行総額50億円)。
- 2021年8月 営業活動の拡大を目的に、ドバイに現地法人IINO LINES GULF DMCCを設立。

3【事業の内容】

当社グループは、提出会社（飯野海運株式会社、以下当社という。）のほか連結対象子会社62社、持分法適用会社5社及び連結対象外の関係会社9社（2022年3月31日現在）で構成され、外航海運業、内航・近海海運業及び不動産業の3事業を行っております。各事業における当社及び関係会社の位置付けなどは次の通りであります。

（外航海運業）

船舶の運航、貸渡、用船、管理、海運仲立業、舶用品販売及び代理店業を行っております。

主な関係会社

- （運航及び貸渡） AZALEA TRANSPORT S.A.
- （管理） イイノマリンサービス(株)
- （仲立業及び舶用品販売） イイノエンタープライズ(株)

（内航・近海海運業）

船舶の運航、貸渡、用船及び管理を行っております。

主な関係会社

- （運航、貸渡及び管理） イイノガストランスポート(株)

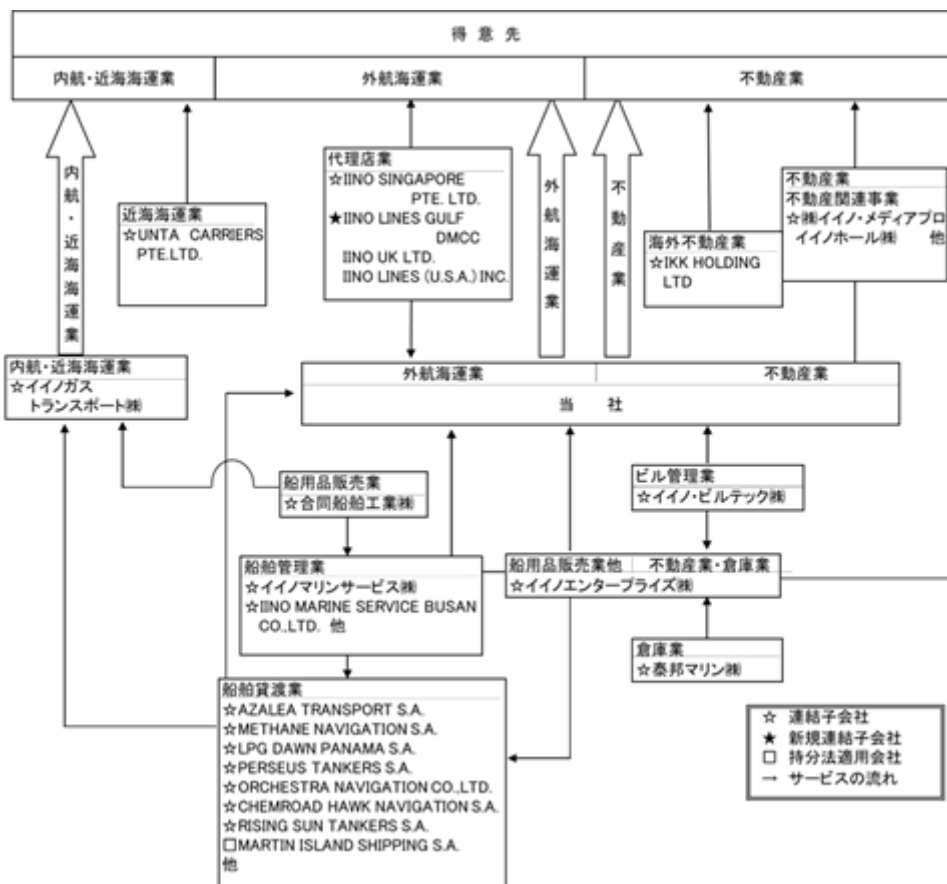
（不動産業）

ビルの賃貸、管理、倉庫業及び不動産関連事業を行っております。

主な関係会社

- （管理） イイノ・ビルテック(株)
- （倉庫業） 泰邦マリン(株)
- （不動産関連事業） (株)イイノ・メディアプロ
- （海外不動産業） IKK HOLDING LTD

事業の系統図は、次の通りです。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%) (注2)	関係内容		
					役員の兼任 (人数)	資金の 援助	営業上の取引、 設備の賃貸借
(連結子会社) イイノガストラנסポート 株式会社	神戸市 中央区	99	内航・近海 海運業	100.00	1名	有	-
イイノエンタープライズ株式会社	千代田区	50	外航海運業	100.00	2名	-	当社扱い船の燃料・潤滑油 等の仲介及び手配をしてお ります。
イイノマリンサービス株式会社	千代田区	10	外航海運業	100.00	2名	有	当社支配船腹の管理を主に しております。
株式会社イイノ・メディアプロ	渋谷区	50	不動産業	100.00	1名	-	当社貸スタジオを賃借し、 運営しております。
泰邦マリン株式会社	港区	10	不動産業	100.00 [83.33]	2名	-	-
イイノ・ビルテック株式会社	千代田区	40	不動産業	100.00	2名	-	当社賃貸ビルの管理をして おります。
日本液化ガス輸送株式会社	港区	10	内航・近海 海運業	100.00 [100.00]	2名	有	-
合同船舶工業株式会社	神戸市 東灘区	40	外航海運業	100.00	1名	-	当社扱い船の船用品等の手 配をしております。
IINO SINGAPORE PTE.LTD.	シンガ ポール	520千SG\$	外航海運業	100.00	-	-	当社支配船腹の運航受託を しております。
AZALEA TRANSPORT S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	-	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
GIGA ENTERPRISE S.A.	パナマ	466	外航海運業	100.00	-	-	-
LODESTAR NAVIGATION S.A.	パナマ	3	外航海運業	100.00	-	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
METHANE NAVIGATION S.A.	パナマ	10	外航海運業	82.00	-	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
CHEMICAL FRONTIER S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	-	-
EL DORADO CARRIERS S.A.	パナマ	1	外航海運業	100.00	-	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
KP LINES S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
JP LINES S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
NESTOR LINES S.A.	パナマ	1	外航海運業	100.00	1名	有	-
DRAGON'S MOUTH CARRIERS S.A.	パナマ	5	外航海運業	100.00	1名	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
SERPENT'S MOUTH CARRIERS S.A.	パナマ	5	外航海運業	100.00	-	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
RED SEA MARINE S.A.	パナマ	100千US\$	外航海運業	90.00	-	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
CHEMROAD ECHO NAVIGATION S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
GREEN ISLAND SEA SHIPPING S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	-	-
COBALT BLUE SHIPPING S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
SERENE SEA NAVIGATION S.A.	パナマ	83千US\$	外航海運業	100.00	-	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
CHEMROAD WING NAVIGATION S.A.	パナマ	90千US\$	外航海運業	100.00	-	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
ROSEATE VOYAGE S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
NEW WORLD SHIPPING S.A.	パナマ	8	外航海運業	100.00	-	有	当社へ船舶の貸渡をしてお ります。
LPG SUNSHINE PANAMA S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
COASTARINA NAVIGATION S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	-

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%) (注2)	関係内容		
					役員の兼任 (人数)	資金の 援助	営業上の取引、 設備の賃貸借
AMARYLLIS TANKERS S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	-	-
IINO MARINE SERVICE BUSAN CO.,LTD.	韓国	300,000千W	外航海運業	100.00 [100.00]	1名	-	当社支配船腹の管理を主に しております。
LPG DAWN PANAMA S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
POLESTAR SHIPPING NAVIGATION S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
SOUTHERN CROSS TANKERS S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	-	-
CASSIOPEIA TANKERS S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
OCEAN HORIZON PANAMA S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
HOPEFUL VOYAGE NAVIGATION S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
LPG LOTUS PANAMA S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	-	-
CREEK SHIPHOLDING S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
PERSEUS TANKERS S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
HIBISCUS NAVIGATION S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
SKYLINE SHIPHOLDING S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
LPG SAPPHIRE PANAMA S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
SPICA SHIPHOLDING CO.,LTD.	リベリア	10	外航海運業	100.00	-	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
UNTA CARRIERS PTE. LTD.	シンガポール	1,500千US\$	内航・近海 海運業	100.00	-	-	-
LPG NADESHIKO PANAMA S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
PLANET SHIPHOLDING S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
RAINBOW SHIPHOLDING S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
INTAN CARRIERS S.A.	パナマ	100千US\$	内航・近海 海運業	100.00 [100.00]	-	-	-
ORCHESTRA NAVIGATION CO.,LTD.	リベリア	10	外航海運業	100.00	-	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
CHEMROAD HAWK NAVIGATION S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
NEW STAR TANKERS S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
FUJISAN MARU TANKERS S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	-	当社への船舶の貸渡をして おります。
MORNING GLORY TRANSPORT S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
IKK HOLDING LTD	イギリス	23,301千	不動産業	100.00	-	-	-
LPG EDELWEISS PANAMA S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	-
RISING SUN TANKERS S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	1名	-	当社への船舶の貸渡をして おります。
LPG LIBERTY CO.,LTD.	リベリア	10	外航海運業	100.00	-	有	当社への船舶の貸渡をして おります。
SERENITY SHIPHOLDING S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	-	-
JASMINE TRANSPORTATION S.A.	パナマ	10	外航海運業	100.00	-	有	-
IINO LINES GULF DMCC	アラブ 首長国連邦	1,500千AED	外航海運業	100.00	-	-	当社支配船腹の運航受託を しております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%) (注2)	関係内容		
					役員の兼任 (人数)	資金の 援助	営業上の取引、 設備の賃貸借
(持分法適用関連会社)							
JIPRO SHIPPING S.A.	パナマ	1,000千US\$	外航海運業	50.00	-	-	当社へ船舶の貸渡をして おります。
ALLIED CHEMICAL CARRIERS LLC	リベリア	1千US\$	外航海運業	50.00	-	-	-
TAKARABUNE SHIP MANAGEMENT S.A.	パナマ	10千US\$	外航海運業	50.00	-	-	-
MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.	パナマ	10	外航海運業	50.00	-	有	当社へ船舶の貸渡をして おります。
NORTHERN LNG TRANSPORT CO., LTD.	ケイマン	48,000千US\$	外航海運業	37.00	-	-	-

(注) 1 主要な事業の内容欄には、報告セグメントの名称を記載しております。

2 議決権の所有割合欄の[内書]は、間接所有割合であります。

3 連結子会社IKK HOLDING LTDは、特定子会社に該当します。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
外航海運業	223
内航・近海海運業	220
不動産業	148
全社(共通)	53
合計	644

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属するものがあります。

(2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
169	37.7	13.3	9,423

セグメントの名称	従業員数(名)
外航海運業	103
内航・近海海運業	-
不動産業	15
全社(共通)	51
合計	169

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数には、受入出向者を含み、他社出向在籍者は含んでおりません。

(3) 労働組合の状況

陸上従業員の労働組合は、飯野海運労働組合と称し、労働条件に関する事項の交渉は同組合と会社間において行われております。

海上従業員は、全日本海員組合に加入しており、労働条件に関する基本的事項の交渉は同組合と当社の所属している「日本船主協会」内に設置されております「外航労務部会」との間で行われております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「安全の確保は社業の基盤である」との認識のもとに、よいサービスと商品を社会に適正な利潤を得て安定的に供給すると共に、すべてのコストについて不断の削減につとめ、効率的な経営を行うことを基本方針としております。

なお、その実行にあたっては社会的要請へ適応し、環境に配慮した行動をとることとしております。

(核となる事業)

企業集団の人的・物的資源を生かしながら、当社グループは引き続き次の3つの事業を核として推進します。

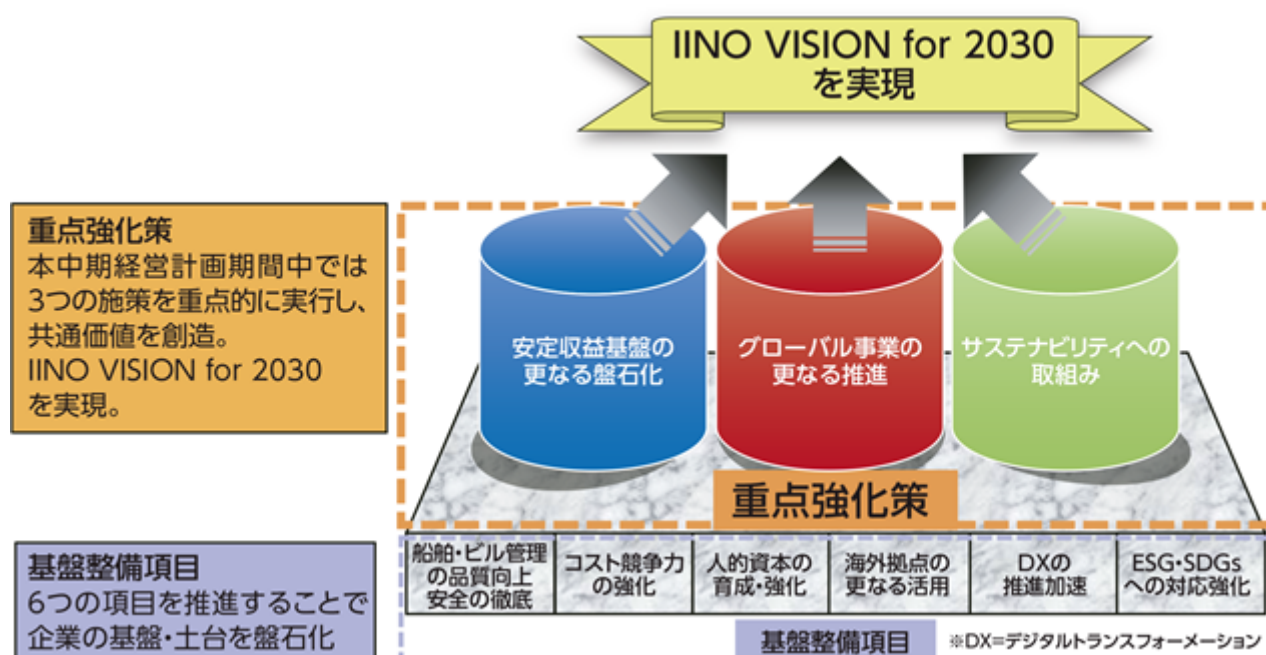
- ・全世界にわたる水域で原油、石油化学製品、液化天然ガス（LNG）、液化石油ガス（LPG）、発電用石炭、肥料、木材チップなどの基礎原料の輸送を行う外航海運業
- ・国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス（LNG）、液化石油ガス（LPG）、石油化学ガスなどの基礎原料の輸送を行う内航・近海運業
- ・東京都心とロンドン中心部における賃貸オフィスビルの所有、運営、管理及びメンテナンス並びにフォトスタジオの運営を行う不動産業

(2) 中長期的な会社の経営戦略と優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、2030年に向けたグループ企業の一層の成長を見据えて策定した3カ年の中期経営計画「Be Unique and Innovative. : The Next Stage 2030年に向けて」（計画期間：2020年4月～2023年3月、以下「本計画」という）を2020年度より進めています。

本計画では、2030年に向けた目標“IINO VISION for 2030”を掲げ、時代の要請に応え自由な発想で進化し続ける独立系グローバル企業としての地位確立を目指しています。独自のビジネスモデルである“IINO MODEL”の形成、高品質なサービス“IINO QUALITY”の提供を更に追求し、自社の経済的価値を高めると同時に、サステナビリティへの積極的な取り組みにより環境保全を含めた社会的ニーズに対応することで社会的価値をも創造し、当社グループの理解する共通価値の創造(CSV)を目指したいと考え、本計画を策定しました。

本計画では「共通価値の創造を目指して」をテーマとしており、3つの重点強化策として挙げた「グローバル事業の更なる推進」、「安定収益基盤の更なる盤石化」及び「サステナビリティへの取組み」を重点的に実行してきました。



各重点強化策の具体的な推進事項・主な取り組みは以下の通りです。

重点強化策	推進事項	主な取り組み (FY20-FY21)	今後の主な取り組み (FY22)
グローバル事業の更なる推進	グローバル体制を推進する競争力の強化	欧州顧客との新造VLGC (大型ガス船) の用船契約 アジア発貨物の扱い数量増加	顧客・貨物の多様化や商流の変化に向けた海外戦略の拡充
	グローバル体制を支える組織力の強化	ロンドン・ヒューストン現地法人の人員増強とドバイ事務所の現地法人化及び人員増強	ケミカルタンカーにおける中東航路の強化と新規航路への挑戦 海外スタートアップ企業との協業
安定収益基盤の更なる盤石化	不動産事業強化への取り組み	日比谷フォートタワーの竣工	海外含めた新規オフィスビル案件の検討
	エネルギー輸送の更なる強化	新造VLCC (大型原油タンカー) 2隻の竣工 二元燃料VLGC2隻の竣工 (1隻は2023年竣工予定)	既存顧客との関係強化及び高品質サービスのさらなる提供
サステナビリティへの取り組み	環境負荷低減に資する資産への投資推進	AIスタートアップ企業と共同開発したCII最適化ツールの導入 非化石証書付電力の調達開始	2050ゼロエミッション目標策定に向けて検討推進
	次世代燃料船の取り組み強化	LPG二元燃料VLGCの竣工	新規ビジネスの創出に向けた検討加速
	サステナブルな貨物への取り組み強化	木質バイオマス燃料の輸送 アンモニア輸送へ再参入 (アンモニア運搬船の契約締結)	アンモニア輸送の新規案件獲得
	新規ビジネスの開拓推進	事業戦略部を新設	ESG経営の取り組み推進 (サステナビリティ推進部/技術部の新設)

※CII=Carbon Intensity Indicator (燃費実績の格付制度) のこと
CII最適化ツール=CIIにおける格付け目標を達成するためにCO₂排出量管理に資する運行情報等を提供するAI技術のこと

GHG (温室効果ガス) 排出量の削減目標及び進捗

海運 : 2030年に向けて輸送単位当たり40%削減 (2008年比)
不動産 : 2030年に向けて単位面積当たり50%削減 (2013年比)

	GHG排出量の削減進捗率 (%)	
	2019年度	2020年度
海運業	24.4	33.7
不動産業	2.3	9.3

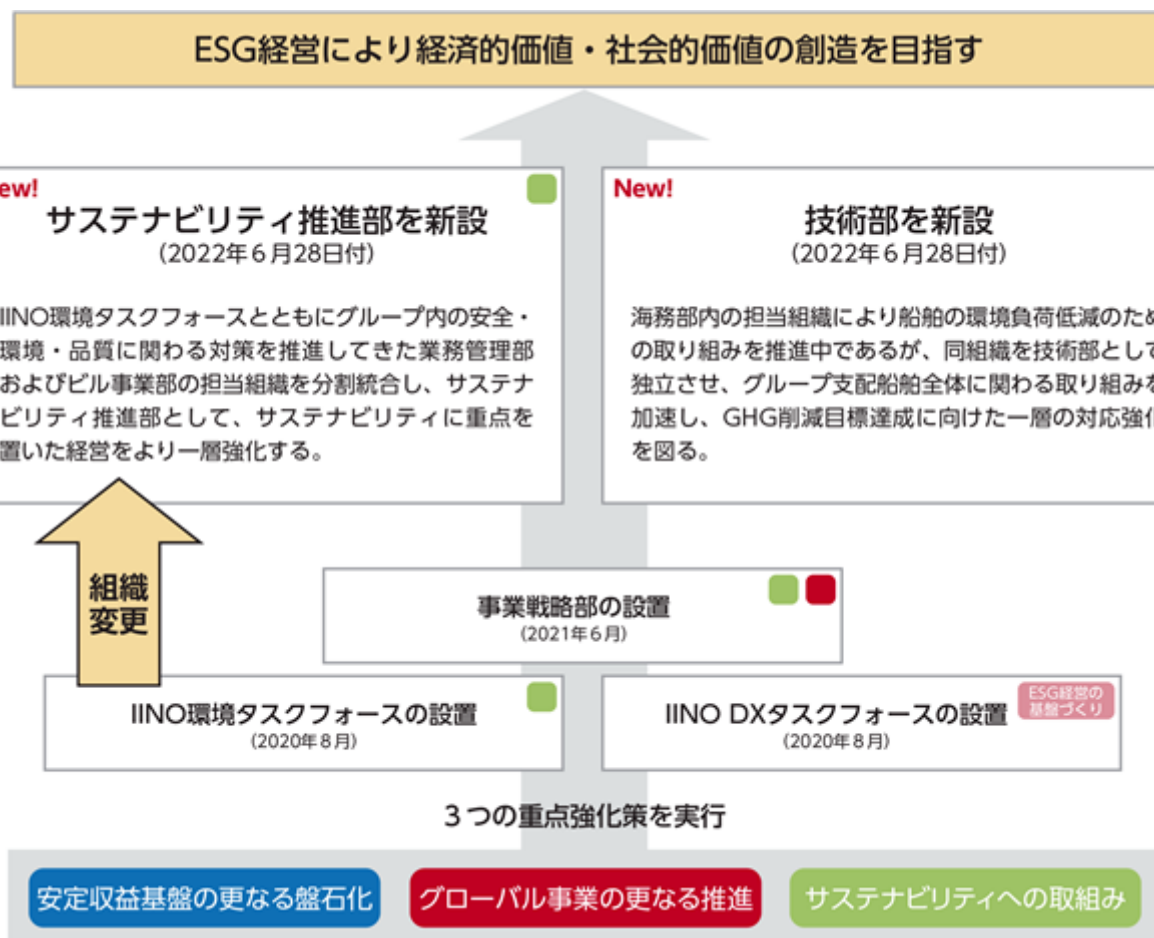
本計画ではこれらの重点強化策に加え、ESG・SDGsへの対応強化のため、環境・社会等の課題の克服に真正面から取り組み、経済的価値に加えて社会的価値を創造する経営 (以下、ESG経営) の推進を掲げております。経営理念に基づいたESG経営を実践し、持続可能な社会の実現と企業の成長を追求していきます。

なお、本計画の詳細につきましては当社ホームページをご参照ください。

<https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/plan.html>

(サステナビリティの推進体制)

社会と企業のサステナビリティ(持続可能性)を経営の中心に据えることが今まで以上に求められる時代となりました。当社では、以下の通り組織を設立し、サステナビリティの推進体制を強化しました。



当社のESG経営では、ステークホルダー・社会にとって重要で、かつ、当社の企業価値に大きく影響するマテリアリティ(重要課題)を克服することで社会的価値及び経済的価値を創造することを目標としています。マテリアリティと当社の経営戦略とを結合させ、着実に実行に移すことでこの目標を実現します。

カテゴリー	マテリアリティ	リスクと機会	主な取り組み内容
Environment ・新しい設備、技術、燃料を導入し地球環境を保全	●GHGの削減/脱炭素社会の実現 積極的な新設備・技術の導入 再生可能エネルギーの活用 省エネ技術の積極的採用	(リスク) ・社会からの信用失墜 ・保有資産やノウハウなどの知的資本の陳腐化が加速 ・脱化石燃料で海上荷動きが変化し輸送量減少 ・異常気象により航海やピルの安全が阻害	・TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言への賛同及びシナリオ分析の実施 ・GHG削減目標の設定 ・メタノール/LPG二元燃料船の建造 ・飯野ビルへの太陽光パネル設置 ・再生可能エネルギーで発電したことを証明する「非化石証書」付きの電力の調達
	●大気汚染・廃棄物の削減 低硫黄燃料の使用 窒素酸化物の排出を低減する設備の導入 プラスチックの使用削減、3Rの推進	(機会) ・環境対応したサービスを顧客に適正な価格で提供 ・各種環境規制への先取りした対応を顧客と協働して実施 ・保有資産の価値の維持/増大 ・脱化石燃料で生じる新しい海上荷動きを取り込み	・プラスチック削減のため高性能造水器をVLCCに導入 ・PETボトル自動回収機を日比谷フォートタワーに設置
	●生物多様性の保全 バラスト水処理装置の導入 地域植生への配慮		・バラスト水処理装置設置 ・イイノの森の整備
Social ・多様性のある人材の確保とその活用 ・人権尊重・地域社会への配慮	●多様性と人的資本の強化 人材の多様性の推進と環境の整備 人的資本の育成、強化	(リスク) ・人的資本の多様化、育成に対応できず企業競争力が低下 ・労務環境の悪化でヒューマンエラーによる事故が発生 ・事故の発生により地域社会へ重篤な悪影響が発生 ・社会的課題への対応の遅れで企業価値毀損	・多様性(外国人、中途採用、性別)のある人材の採用と育成・強化 ・女性管理職比率の目標値設定 ・在宅勤務規程の策定 ・フリーアドレスの導入
	●安全・安心の提供(労務・事故) 安全に働ける職場環境の整備 事故の防止、事故発生時の対応強化	(機会) ・人的資本の多様化により労働生産性が向上 ・事故発生率が減少し輸送やオフィスを安定して提供 ・人材交流の活発化によりレジリエントな組織に	・事故を未然に防ぐ各種施策(意識改革と事故発生後の対応策の検討など) ・海上職員の新型コロナウイルス感染防止と長期乗船の抑制 ・コロナ禍におけるリモートワーク他の環境整備
	●社会への配慮 ステークホルダーとの対話 社会貢献活動の推進		・ボランティア休暇制度の整備 ・天災/紛争発生時に赤十字他を通じて寄付を実施
Governance ・ガバナンスを強化し経営の透明性を追求	●コンプライアンスの徹底 腐敗防止(反社対応、独禁法遵守)	(リスク) ・ガバナンス、内部統制の機能不全で不祥事が発生し信用失墜 ・過剰なリスクテイクによる想定外の損失、過度なリスク回避による企業価値向上の機会の逸失	・コンプライアンス委員会がコンプライアンスに関する政策を立案し推進
	●リスク管理の高度化 BCP対応と適切なリスクテイク ●ガバナンスの強化 改訂コーポレート・ガバナンス・コード(CGC)対応/内部統制の強化 各ESG課題に対応する経営体制の確立	(機会) ・ガバナンスの強化で各ステークホルダーの立場で経営を実践 ・リスクとリターンを適切に管理し投資を行い企業価値が向上	・取締役会、リスク管理委員会及び内部監査部門である経営監査室とで全社的なリスクを管理 ・指名・報酬諮問委員会の委員長を社外取締役 ・女性役員(監査役)の登用 ・サステナビリティ推進部の設置

これらのマテリアリティは、各部・グループ各社の年度ごとの業務遂行計画で進捗管理をしていきます。また、外部環境の変化にも対応するため、PDCAサイクルに基づき、取締役会において議論・評価を行い、定期的に見直すことで取り組みを推進します。

なお、当社のサステナビリティへの取り組みの詳細につきましては当社ホームページをご参照ください。

<https://www.iino.co.jp/kaiun/csr/>

(新型コロナウイルス感染症への対応)

世界的な新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下、「感染症」という。）の拡大は一進一退ながら、ワクチン接種が進展したことで重症化率が低下し、一部地域を除き活動の制約が緩和されつつあります。一方、今後も新たな変異株の流行等の可能性は否定できず、世界経済や当社グループを取り巻く事業環境は予断を許さない状況が継続する見込みです。状況が悪化した場合には、当社グループでは以下の影響が長期化する可能性があります。

- ・海運業 ...港湾の検疫強化による滞船、船員交代可能国への寄港による離路の発生等
- ・不動産業...保有する賃貸ビルの商業フロアの賃料低下や空室率上昇、イイノホール&カンファレンスセンターの稼働低下等

当社グループとしては、感染症への対応として、海運業においては安全・安定的な海上輸送を止めず、社会インフラとしての役割を果たすこと、不動産業においては感染症対策を徹底し、安全なオフィス空間の提供を継続することを社会的使命と考えております。

安全・安心を支える当社グループの役職員及び本船乗組員の安全確保・感染防止に注力し社会的使命を果たすために、陸上職員においては在宅勤務体制をハード・ソフト両面で強化し、事業継続可能な体制の確立に努めております。海上職員においては船内防疫の徹底として、外部からの訪船者の限定、乗船者への検温等を実施するほか、乗組員に対する支援としては、積極的な精神的支援や、配乗交代の円滑化への取り組み等を実施しております。引き続き感染症の拡大状況を注視しつつ、社会的使命を果たすために適切な対応を行って参ります。

2【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクは以下の通りであります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

当社グループの外航海運業と内航・近海海運業により構成される海運業及び不動産業の事業活動におきましては、船舶の就航水域・寄港地・入渠地、市場、契約先の属する国や地域、プロジェクト等の投資地域等全ての事業地域で、政治情勢、経済情勢、社会的な要因、自然災害や人災等により、当社グループの業績、株価及び財務状況等に悪影響を及ぼす可能性があります。具体的なリスクとしては以下のようなものがあります。

(1) 船舶・建物における重大な事故・事件等によるリスク

当社グループは「安全の確保が社業の基盤」を経営理念の第一に掲げ、事業に使用する船舶や建物での安全優先を経営上の使命としています。各事業部門に共通する安全対策については毎月一回開催される「安全環境委員会」にてレビューされ、さらに海運業においては国際的な基準に基づいた品質管理マネジメントシステムを導入し、また「安全管理委員会」を定期的に開催して事故防止や安全対策の徹底に努め、緊急事態にも対応できる体制を構築しております。しかしながら、もし船舶や建物での不測の事故が起こり人命・財産に関わる重大な事故や事件が発生した場合、あるいは油濁等の環境汚染や所有不動産に土壌汚染が認められ搬出や浄化の必要が生じた場合には、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

(2) 海運市況・不動産市況の変動によるリスク

当社グループは海運市況や不動産市況の一時的な変動に左右されないよう、中長期契約を主体として安定的な営業収益の確保に努めておりますが、海運業においては中長期契約の更改時期やスポット運航を余儀なくされる場合に、海上輸送量の増減、競争の激化、船腹需給の変動等の影響により、運賃収入及び貸船料収入等が大きく変動する可能性があります。不動産業においては、当社グループは東京都心部のオフィスビルを中心に不動産資産を保有しており、不動産市況の動向、特に東京都心のオフィス市場の空室率が変動する等の場合、賃貸料収入等が大きく変動する可能性があります。以上の結果、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。また、前述の営業収益の安定策には、市況変動によるリスクをある程度軽減する一方、市況が逆方向へ変動することから生じたかもしれない利益を逸失している可能性があります。

(3) 資産価格の変動に関するリスク

当社グループの保有する資産（船舶、土地、建物、投資有価証券等）には、経済状況、市況の変動等の要因で資産価格に変動がある可能性があります。特に、外航海運業においては、海上輸送量の増減、競争の激化、船腹需給の変動等により運賃が大きく変動することから、減損損失の認識要否の判定及び回収可能価額の算定に重要な影響を及ぼす将来の運賃予測には高い不確実性を伴います。当社グループは四半期に一度、減損の兆候がある資産の把握をする等、資産価格や市況の大きな変動を注視しております。しかしながら、想定外の当該資産の売却等に伴う損益の実現や、減損損失の認識等により、当社グループの業績、株価及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 他社との競合によるリスク

当社グループは海運業及び不動産業において、国内外で多くの企業と競合関係にあります。国内及び海外で幅広い顧客に営業展開をする等、本リスクの軽減に努めておりますが、他企業とのサービス・価格競争が激化した場合、当社グループの業績、株価及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

(5) 燃料油価格の変動によるリスク

海運業においては、当社グループが購入する船用燃料油の価格は原油の需給バランスや産油国・地域の情勢等により変動しますが、補油地域・時期の分散や減速航海の実施等による燃料油の消費量節減、荷主との燃料油価格変動調整条項の合意等の対策を講じ、業績に与える影響を軽減するよう努めております。しかしながら、燃料油価格の著しい変動等により、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

(6) 船舶・不動産の稼働状況に関するリスク

当社グループが使用する船舶や建物等においては天災、人災による事故、粗悪油やその他の不測の事態により、想定外の不稼働が発生する可能性があります。その他、不動産業においてはオフィス賃貸借契約の未更新や中途解約その他の事由等により不稼働が発生する場合があります。不稼働損失保険への加入や解約予告期間を長期に設定すること等で本リスクを軽減するよう努めておりますが、想定外の不稼働が発生した場合に当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

(7) 船舶の売却や中途解約等におけるリスク

海運業においては、海運市況の動向や船舶の新技術開発・導入による既存船舶の陳腐化、安全・環境規制その他の諸規則の変更等による船舶の使用制限等により、当社グループが保有する船舶を売却する場合や、当社グループが用船する船舶の用船契約を中途解約する場合があります。市場の動向を見極めた売船、自社保有や用船といった船舶の保有形態のバランスを適切に保つこと等により本リスクの低減に努めておりますが、想定外の売船や用船契約の途中解約が発生した場合、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

(8) 為替の変動によるリスク

当社グループの事業のうち海運業においては外貨建費用に比べ外貨建収入が多く、為替レートの変動が損益に影響を与える状況にあります。また設備投資においては、外貨建の投資も多くあります。そのため、費用のドル化を進めるとともに、為替予約や通貨スワップ等のヘッジ取引により、為替レート変動の影響を軽減するよう努めております。しかしながら、為替レートが大きく変動した場合、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。なお、前述のヘッジ取引には、為替レートの変動によるリスクをある程度軽減する一方、為替レートが逆方向へ変動することから生じたかもしれない利益を逸失している可能性があります。

(9) 金利変動によるリスク

当社グループは、船舶や不動産等の取得に要する設備投資及び事業活動に要する運転資金に内部資金を充当する他、外部からも資金を調達しております。この外部資金には変動金利で調達している部分があり、金利情勢を勘案の上、金利の固定化等により、金利変動による影響を軽減するよう努めておりますが、将来の金利変動によって資金調達コストが変動し、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。また、このような金利固定化等の取引には、金利レートの変動によるリスクをある程度軽減する一方、金利レートが逆方向へ変動することから生じたかもしれない利益を逸失している可能性と、固定化した期間中に条件の変更を余儀なくされた場合、解約料を負担することがあります。

(10) 規制の実施・改廃等によるリスク

当社グループが使用する船舶の建造・登録・運航は、各種の国際条約による法的規制や、近年の環境保護や安全重視の高まりに起因する特定顧客及び船級協会等の規則や規制等の影響を受けます。その他の事業分野を含め、今後の事業活動の展開にあたって法的規制、特定顧客及び船級協会等の規則や規制等が新たに実施又は改廃された場合、それらに対応するためのコストの増加、当事業からの撤退や遵守できなかった場合の事業活動の制限等により、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

(11) 世界各地域の政治情勢、経済情勢、社会的な要因等によるリスク

当社グループの事業活動は、日本を含むアジア、中東、欧米、その他の地域に及んでおり、各地域における政治情勢、経済情勢、社会的な要因等により影響を受ける可能性があり、具体的には以下のようなリスクがあります。これらリスクに対しては当社グループ内外からの情報収集活動等を通じ、その予防と回避に努めておりますが、これらの事象が発生した場合には、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

- (ア) 政治的又はインフレ等の経済的要因
- (イ) 事業・投資許可、税制、会計基準、為替管理、安全、環境、通商制限、私的独占の禁止等に関する公的規制とその改廃、商慣習、実務慣行、解釈
- (ウ) 他社との合併事業・提携事業の動向
- (エ) 事故、火災、戦争、暴動、テロ、海賊、伝染性疾患の流行、ストライキその他の要因による社会的混乱

(12) 世界各地域の自然災害及び二次災害並びにそれらに付随する風評被害によるリスク

当社グループは新型コロナウイルス感染症（COVID-19、以下「感染症」という。）が世界経済・事業環境に与える影響を厳しく受け止めており、感染拡大の状況によっては、海上輸送量の減少、船員交代の制限及びオフィス市場における空室率の上昇等の事態を引き起こし、当社グループの事業活動に対して大きな影響を及ぼす可能性があります。当社グループは感染症への対応として、陸上職員においては在宅勤務体制をハード・ソフト両面で強化し、事業継続可能な体制の確立に努めています。海上職員においては船内防疫の徹底として、外部からの訪船者の限定、乗船者への検温実施等を実施する他、乗組員に対する支援としては精神的支援の積極的実施、配乗交代の円滑化への取り組み等に努めています。

また、当社グループの事業活動は、日本を含むアジア、中東、欧米、その他の地域に及んでおり、各地域における感染症以外の自然災害及びその二次災害によっても影響を受ける可能性があります。特に、当社グループ本社所在地であり保有する不動産資産が集中している首都圏や東日本において自然災害及びその二次災害が生じた場合は、当社グループの事業活動全般に大きな影響を及ぼすことが考えられます。また、自然災害及び二次災害に付随する風評被害が当社グループの事業活動全般に影響を及ぼす可能性もあります。当社グループでは、感染症を含む自然災害及びその二次災害発生時にも、可能な限りの事業継続を図るため、これらの事態を想定したBCP（事業継続計画）を策定

しておりますが、これらの事象が発生した場合には、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

(13) 取引先の倒産等に関するリスク

当社グループは、取引先と締結した用船契約・不動産賃貸借契約に基づき営業収益を確保しております。取引先との与信状態は契約締結時及び履行途中に調査しておりますが、輸送契約先、貸船契約先、借船契約先、テナント契約先等の取引先が抱えるリスクにより倒産等の不測の事態があった場合、当社グループにおいて不良債権の発生や、契約の中途解約、借船元の船舶差し押え・競売等が発生することが予想され、これら損失の額によっては、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

(14) 投資計画の進捗に関するリスク

当社グループは、海運業においては船隊整備、不動産業においてはビル建設等に関する投資を計画しておりますが、今後の海運市況や不動産市況、金融情勢、造船会社や建設会社の動向等によって、これらが計画通りに進捗しない場合、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

(15) 情報・会計システムに関するリスク

地震等の自然災害、外部からの予期せぬ不正アクセスやコンピューターウィルス侵入等、また新システムの導入・新規機能の追加時に情報・会計システムに障害が発生した場合、業務が遅延・停止する可能性があります。日々高度化する本リスクへの対応として、適切な情報セキュリティ対策等を行っておりますが、顧客への情報提供及び業務処理が滞ることとなった場合、当社グループの業績、株価及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

(16) 中期経営計画に基づく経営目標が達成できないリスク

当社グループは2020年4月に3ヵ年の中期経営計画「Be Unique and Innovative. : The Next Stage 2030年に向けて」を策定し、達成に向けて取り組んでおります。しかし、本中期経営計画は、様々な外的要因により影響を受ける可能性があり、当初の目標を達成できない可能性があります。

(17) 気候変動に関するリスク

当社グループでは、経営理念にて「社会的要請へ適応し環境に十分配慮」することを掲げており、行動憲章にて「グループの事業から生ずる環境への負荷を低減するため、内外の関連法規および国際ルールを遵守し、海洋、港湾、所有ビル隣接地域の環境保全に努める。」と定めています。経営理念・行動憲章の実践のために、2020年度に策定した中期経営計画「Be Unique and Innovative. : The Next Stage 2030年に向けて」において「サステナビリティへの取り組み」を重点強化策として挙げ、温室効果ガスの削減等、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを行っております。

当社グループは、気候変動がもたらす事業へのリスクと機会について、その分析と対応を強化し、関連情報の開示拡充を進めるため、2021年7月に気候関連財務情報開示タスクフォースの提言（以下、「TCFD提言」という。）に賛同を表明しました。TCFD提言に沿って当社が抽出した主なリスクは以下の通りです。これらのリスクが顕在化した場合には、当社グループの業績、株価及び財務状況等が影響を受ける可能性があります。

海運業

- ・化石燃料の需要減少による売上の減少
- ・カーボンプライシングによる費用の増加
- ・燃費規制対応による船舶建造費の増加
- ・燃費規制対応（次世代燃料使用）による燃料費の増加

不動産業

- ・建物の省エネ化に関する建設・改修費の増加
- ・立地エリアにおいて保有ビルの環境性能等が劣後した場合、賃料、入居率、資産価値の下落

なお、気候変動の問題は、新たな輸送需要の創出や、保有資産の環境性能向上による差別化を促す可能性もあり、当社グループにとって新規ビジネス機会の増加につながる側面があります。

上記は当社グループが事業を継続する上で、予想される主なリスクを具体的に例示したものであり、これらに限定されるものではありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

業績等の概要

(1) 業績

当連結会計年度（以下、「当期」という。）の世界経済は、依然として新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下、「感染症」という。）の影響が続き、先進国及び新興国でインフレが急加速したことに加え、当期末にはロシアがウクライナに侵攻したことで先行き不透明感が増したものの、一部の国を除き景気回復の動きが見られました。

米国では、インフレが加速する中、個人消費や雇用は堅調に推移しました。中国では、固定資産投資や輸出が景気拡大を牽引していたものの、年明け以降はゼロコロナ政策に伴う厳しい活動制限により、個人消費の減速基調が継続しました。欧州では、感染症の変異株の拡大による一時的な行動制限の再導入や、期末にかけてはウクライナ侵攻の影響があったものの、個人消費は堅調に推移し、景気は緩やかに回復しました。我が国の経済は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による下押し圧力はあったものの、回復基調を維持しました。

当社グループの海運業を取り巻く市況は、ドライバルク船では期中を通して高い水準で推移し、ケミカルタンカーにおいても回復基調となりました。一方で、感染症の影響による船員交代の制限等の運航上のリスクは解消されず、予断を許さない状況が続きました。このような状況の下、当社グループでは、既存契約の有利更改や効率配船への取り組み等により、運航採算の向上を図った他、売船市場の動向を見極め船舶の処分を行い、固定資産売却益（特別利益）を計上しました。不動産業においては、当社所有ビルの商業フロアの営業やイイノホール&カンファレンスセンター等で感染症の影響を受けましたが、オフィスフロアは順調な稼働を継続したことから、全体としては安定した収益を確保しました。

以上の結果、売上高は1,041億円（前期比17.1%増）、営業利益は75億24百万円（前期比10.1%増）、経常利益は94億31百万円（前期比38.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は125億26百万円（前期比63.6%増）となりました。

各セグメント別の状況は次の通りです。

外航海運業

当期の外航海運市況は以下の通りです。

大型原油タンカー市況は、経済活動回復に伴い原油需要が増加し、夏場より継続してOPECプラスの協調減産幅が縮小されているにもかかわらず、依然として船腹供給圧力が強いことから、総じて低迷が続きました。

ケミカルタンカー市況は、中国港湾での検疫強化等の影響を受け、アジア域内では夏場以降に船腹需給が引き締まり、堅調に推移しました。その他の地域では、プロダクトタンカーのケミカル船市場への流入や、米国南部での悪天候によるケミカルプラントの一時的な操業停止等の影響により、総じて低調に推移していましたが、その後は冬場の需要期に入ったことや、ウクライナ情勢の悪化を受けて石油・ケミカル製品の米国や中東から欧州への輸送需要が増加したこと、付随してプロダクトタンカーが市場から退出したこと等を背景に、市況の上昇が見られました。

大型ガス船のうち、LPG船市況は、夏場の不需用期の荷動き減少により一時軟化したものの、米国からの堅調な輸出や、中国のPDHプラント及びインドの家庭向けの旺盛な需要に加え、入渠船の増加やパナマ運河の滞船等による船腹需給の引き締まりに支えられ、期中を通して概ね堅調に推移しました。LNG船市況は、中国を中心としたアジアや欧州での天然ガス需要増加によって秋口に高騰しました。しかしながら、年明け以降は北半球の冬場の需要が落ち着いたことで軟化し、ウクライナ情勢悪化により米国から欧州への荷動きが増加したものの、市況改善には至りませんでした。

ドライバルク船市況は、各国の経済活動回復に牽引され期中を通して堅調に推移しました。原材料や燃料価格の高騰から中国の粗鋼生産量が減少し、また、同国港湾での滞船状況が夏場と比較して改善したことにより、秋口から年初にかけて市況はやや軟調に転じる場面もありましたが、アジアの旧正月明け後の経済活動回復に伴い太平洋を中心に再び上昇し、底堅い状況で当期末を迎えました。

なお、当期における当社グループの平均為替レートは¥112.06/US\$（前期は¥105.79/US\$）、船舶燃料油価格についてはC重油380cStの平均価格はUS\$423/MT（前期はUS\$269/MT）、適合燃料油の平均価格はUS\$558/MT（前期はUS\$346/MT）となりました。

このような事業環境の下、当社グループの外航海運業の概況は以下の通りとなりました。

大型原油タンカーにおいては、支配船腹を長期契約に継続投入し安定収益を確保しました。

ケミカルタンカーにおいては、当社の基幹航路である中東域から欧州及びアジア向けの安定的な数量輸送契約に加え、北アフリカからインド及びパキスタン向けの燐酸液や、アジア域からの高運賃スポット貨物を積極的に取り込んだことで、夏場以降採算は大きく改善しました。当社と米国オペレーターの合弁事業は、第3四半期にパートナーシップの形態を変更し、米国オペレーター向けのプロフィットシェア付定期用船契約に移行しました。

大型ガス船においては、第2四半期におけるLNG船の定期修繕により営業費用が増大しましたが、LPG・LNG船共に、既存の中長期契約を中心に安定収益を確保しました。また、当期末には、LPGを推進燃料とすることにより温室効果ガスの排出量を削減できる当社初のLPG二元燃料主機関を搭載する大型LPG船が竣工しました。

ドライバルク船においては、専用船が順調に稼働し安定収益確保に貢献しました。また、ポストバナマックス型及びハンディ型を中心とする不定期船においても、契約貨物への投入を中心に効率的な配船と運航に努めた他、一部では好市況を享受したことで、運航採算は当初の予想を大きく上回る水準で推移し、収益の確保に寄与しました。

以上の結果、外航海運業の売上高は825億46百万円（前期比19.1%増）、営業利益は28億60百万円（前期比16.1%増）となりました。

内航・近海海運業

当期の内航・近海海運市況は以下の通りです。

内航ガス輸送の市況は、石油化学ガスや産業用LPGのプラント間転送需要により概ね堅調に推移しました。一方、民生用LPGの輸送需要は、感染症拡大による外食及び観光産業需要減少の影響を受け続け、低調に推移しましたが、冬場には季節的要因によりわずかながら持ち直しました。

近海ガス輸送の市況は、主要貨物であるプロピレン、塩化ビニルモノマーの国内生産量が中国向け輸出関連需要に牽引され堅調に推移しました。夏場から続いた中国港湾での検疫強化による滞船は一時期より改善されましたが、新造船の竣工が限定的であること、安定的な海上輸送需要があること等により、当社が主力とする3,500m³型高压ガス船のアジア域市況は夏場以降堅調に推移しました。

このような事業環境の下、当社グループの内航・近海海運業の概況は以下の通りとなりました。

内航ガス輸送においては、感染症拡大により民生用LPG需要が低迷しているものの、中長期契約に基づく安定的な収益確保と効率配船に取り組みました。

近海ガス輸送においては、夏場までの市況軟化の影響を完全に避けることはできませんでしたが、第4四半期に堅調な市況下で一部契約を更改できたことにより、採算は改善の兆しを見せました。

以上の結果、内航・近海海運業の売上高は95億35百万円（前期比11.1%増）、営業利益は5億13百万円（前期比1.7%増）となりました。

不動産業

当期の不動産市況は以下の通りです。

都心のオフィスビル賃貸市況は、10月に緊急事態宣言が解除された以降もまん延防止等重点措置が取られる等、感染症拡大の影響による下降基調は継続しました。国内企業はリモートワークを拡充し、これまでの増員計画をベースにした増床移転の見直しや固定費削減のための事業所縮小等を行い、オフィス需要が減少したことから賃料は下落し、空室率は6%台での推移となりました。

貸ホール・貸会議室においては、繰り返される感染症の再拡大とイベント開催制限により、総じて厳しい状況が続きました。

不動産関連事業のフォトスタジオ事業においては、感染症拡大の影響により撮影需要は依然として低調なまま推移しました。

英国ロンドンのオフィスビル賃貸市況は、感染症拡大が一時落ち着いたことで夏場以降空室率がわずかに改善し、回復傾向となりました。しかしながら、変異株等の新たな感染拡大により、冬場には政府が一時的に原則在宅勤務を勧告する等再び規制が強化されました。

このような事業環境の下、当社グループの不動産業の概況は以下の通りとなりました。

当社所有ビルにおいては、商業フロアの営業に感染症の影響があったものの、6月末に竣工した日比谷フォートタワーも含め、オフィスフロアは概ね堅調な稼働を継続し、安定した収益を維持することができました。

当社グループのイイノホール&カンファレンスセンターにおいては、感染症の拡大により稼働と収益に大きな影響を受けましたが、10月以降はイベント開催制限が緩和されたことによりイベント需要にわずかながら回復の兆しが見られ、稼働は改善に向かいました。

フォトスタジオ事業を運営する㈱イイノ・メディアプロにおいては、撮影需要が減少する中でも万全の感染症対策を実施して顧客確保に努めたものの、低調な広告需要の影響も重なり、厳しい状況が継続しました。

英国ロンドンのオフィスビル賃貸事業においては、商業フロアの営業に感染症の影響があったものの、オフィスフロアが順調に稼働したため、収益を維持することができました。

以上の結果、不動産業の売上高は122億54百万円（前期比9.8%増）、営業利益は41億50百万円（前期比7.4%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当期の「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、157億82百万円のプラス（前期は192億82百万円のプラス）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益129億91百万円を計上したことによるものです。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は31億15百万円のマイナス（前期は229億91百万円のマイナス）となりました。これは主に船舶及び不動産への設備投資を中心とした固定資産の取得による支出124億98百万円が、船舶を中心とした固定資産の売却による収入86億6百万円を上回ったことによるものです。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は148億24百万円のマイナス（前期は28億94百万円のプラス）となりました。これは主に長期借入金の返済による支出237億77百万円が、長期借入れによる収入140億97百万円を上回ったことによるものです。

以上の結果、「現金及び現金同等物の当期末残高」は116億54百万円（前期末は133億1百万円）となりました。

生産、受注及び販売の実績

この項目は「業績等の概要（1）業績」の記載に含めて記載しております。

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、期末日における資産・負債の報告金額及び報告期間における収益・費用の報告金額に影響を与える見積り及び仮定設定を行わなければなりません。当社グループ経営陣は、債権の貸倒、棚卸資産、投資、法人税等、財務活動、退職金、偶発事象や訴訟等に関する見積り及び判断に対して、継続して評価を行っております。過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行い、その結果は、他の方法では判定しにくい資産・負債の簿価及び収益・費用の報告金額についての判断の基礎となります。実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループにおける重要な会計上の見積りに関する情報は、「第5 経理の状況 注記事項（重要な会計上の見積り）」をご参照下さい。会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響は、「第5 経理の状況 注記事項（重要な会計上の見積り）」に含めて記載しております。

(2) 経営成績の分析

損益の分析

当期における売上高は、前期比17.1%増の1,041億円となりました。なお、各セグメントの売上高の概要は、「業績等の概要（1）業績」に記載の通りであります。

営業利益は前期比10.1%増の75億24百万円となりました。なお、各セグメントの営業利益の概要は、「業績等の概要（1）業績」に記載の通りであります。

経常利益は、前期比38.5%増の94億31百万円となりました。これは主に受取配当金や為替差益の増加といった営業外収益の増加と支払利息の減少に伴う営業外費用の減少によるものです。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比63.6%増の125億26百万円となりました。これは主に船舶の処分に伴い計上した固定資産売却益によるものです。

財政状態の分析

当期末の総資産残高は前期末に比べ15億19百万円増加し、2,471億30百万円となりました。これは主に売掛金の増加によるものです。

負債残高は前期末に比べ99億79百万円減少し、1,557億97百万円となりました。これは主に船舶の売却等に伴う設備資金の返済によるものです。

純資産残高は前期末に比べ114億97百万円増加し、913億33百万円となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益計上に伴う利益剰余金の増加によるものです。

以上の結果、当期末の連結自己資本比率は36.9%（前期末は32.5%）となりました。

(3) 流動性及び資金の源泉

資金需要

当社グループの事業活動における運転資金需要の主なものは当社グループの外航海運業と内航・近海海運業により構成される海運業に関わる運航費、船費、借船料と不動産業に関わる管理費、営繕費等の不動産業費用、各事業についての一般管理費等があります。また、設備資金需要としては船舶投資と不動産投資に加え、情報処理の為の無形固定資産投資等があります。

財務政策

当社グループの事業活動の維持拡大に必要な資金を安定的に確保するため、内部資金の活用や金融機関からの借入及び社債の発行により資金調達を行っており、運転資金及び設備資金につきましては、国内、海外子会社のものを含め当社において一元管理しております。

当社グループの主要な事業資産である船舶の調達に当たっては、船主からの中長期用船や裸用船のバランスも考慮に入れ、当社グループ全体の有利子負債の削減を図っております。円建て、米ドル建ての借入金を含む当期末の有利子負債残高（リース債務を除く）は1,209億28百万円となりました。

また、資金調達コストの低減に努める一方、過度に金利変動リスクに晒されないよう、設備資金の借入の大部分について金利スワップなどの手段を活用しております。

当社グループは国内2社の格付機関から格付を取得しており、本報告書提出時点において、日本格付研究所：「BBB+」、格付投資情報センター：「BBB」となっております。また、金融機関には十分な借入枠を有しており、当社グループの事業の維持拡大、運営に必要な運転、設備資金の調達は今後も可能であると考えております。また、国内金融機関において複数年を含む合計180億円並びにUS\$6千万のコミットメントラインを設定しており、流動性の補完にも対応が可能となっております。

キャッシュ・フロー

「業績等の概要(2)キャッシュ・フローの状況」をご覧ください。

4【経営上の重要な契約等】

記載すべき事項はありません。

5【研究開発活動】

記載すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、十分な調査、採算予想、付随するリスクと対応策に基づき、今後の成長が見込まれる分野に重点的に投資を行っています。当期には無形固定資産に対する投資を含めて総額12,423百万円の設備投資を実施しました。その主なものは、外航海運業においては、期中に竣工、購入した船舶への支払い1,356百万円と、契約または建造中の船舶への支払い3,242百万円を含む合計5,329百万円、内航・近航海運業においては、期中に竣工、購入した船舶への支払いを中心に3,941百万円、不動産業においては、不動産の取得を中心に2,967百万円の設備投資を実施しました。

また、当期において売却した主要な設備の内容は以下の通りです。

セグメントの名称	設備の内容	隻数(隻)	載貨重量屯数 (K/T)	前連結会計年度末帳簿価額 (百万円)
外航海運業	船舶	13	153,989	4,705
内航・近航海運業	船舶	1	1,100	0

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			船舶	建物及び 構築物	建設仮勘定	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 東京都千代田区他	外航海運業 不動産業	大型原油タンカー、 LPG船、ドライバルク 船 計5隻 飯野ビルディング他 賃貸用建物等	27,626	44,169	-	40,955 (27,376)	171	112,921	169

(注) 帳簿価額のうち「その他」は機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品であります。

(2) 国内子会社

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			船舶	建物及び 構築物	建設仮勘定	土地 (面積㎡)	その他	合計	
イノガストラン スポーツ(株)他 計4 社 兵庫県神戸市 中央区他	内航・近海 海運業 外航海運業	LPG船等 計16隻	9,793	12	-	32 (128)	4	9,840	280
イノエンター プライズ(株)他 計4 社 東京都千代田区他	不動産業 外航海運業	賃貸用建物等	-	198	-	625 (7,323)	28	852	139

(注) 帳簿価額のうち「その他」は機械及び装置、車両運搬具、器具及び備品、リース資産であります。

(3) 在外子会社

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)
			船舶	建物及び 構築物	建設仮勘定	土地 (面積㎡)	リース資 産	その他	合計	
IKK HOLDING LTD 計 1社 英国ロンドン	不動産業	賃貸用建物	-	2,232	-	1,320 (398)	-	-	3,552	-
METHANE NAVIGATION S.A.他 計11社 パナマ共和国パナマ 市他	外航海運業	LNG船等 計4隻	17,118	-	4,994	-	388	-	22,499	-
NESTOR LINES S.A. 他 計5社 パナマ共和国パナマ 市他	外航海運業	大型原油タンカー3隻	10,552	-	-	-	-	-	10,552	-
LODESTAR NAVIGATION S.A.他 計37社 パナマ共和国パナマ 市他	外航海運業 内航・近海 海運業	ドライバルク船、ケミ カルタンカー等 計17 隻	26,924	-	-	-	4,476	11	31,410	56

(注) 帳簿価額のうち「その他」は器具及び備品であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次の通りです。

(1) 重要な設備の新設等

建造中及び取得予定の船舶

セグメントの名称	設備の内容	投資予定額 総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の増加 能力 (載貨重量屯 数(K/T))
					着手	完了	
外航海運業	船舶	23,002	4,994	自己資金 及び借入金	2021年4月 ～ 2023年2月	2022年2月 ～ 2023年12月	130,352

(注) 外航海運業において2022年2月に取得した船舶1隻については、決算日を12月31日とする連結子会社が保有しており、翌第1四半期連結会計期間において有形固定資産として計上する予定です。

(2) 重要な設備の売却等

セグメントの名称	所在地	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却予定時期	土地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)
不動産業	神奈川県	土地・建物	724	2022年度	7,323	4,258

(3) 重要な設備の除却等

記載すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	108,900,000	108,900,000	東京証券取引所 市場第一部(事業年 度末現在) プライム市場(提出 日現在) 福岡証券取引所	単元株式数 100株
計	108,900,000	108,900,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年11月24日 (注)	2,175	108,900	-	13,092	-	6,233

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	40	32	181	152	35	11,131	11,571	-
所有株式数(単元)	-	470,699	21,390	233,093	165,227	273	197,530	1,088,212	78,800
所有株式数の割合(%)	-	43.254	1.965	21.419	15.183	0.025	18.151	100.000	-

(注) 自己株式3,094,798株は「個人その他」の欄に30,947単元、「単元未満株式の状況」の欄に98株含まれておりません。

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	12,675	11.97
飯野海運取引先持株会	東京都千代田区内幸町2丁目1-1	5,371	5.07
株式会社みずほ銀行(常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区大手町1丁目5番5号(東京都中央区晴海1丁目8番12号)	4,941	4.67
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	4,211	3.98
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	4,134	3.90
三井住友信託銀行株式会社(常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号(東京都中央区晴海1丁目8番12号)	3,622	3.42
株式会社竹中工務店	大阪府大阪市中央区本町4丁目1-13	3,350	3.16
日本生命保険相互会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号日本生命証券管理部内(東京都港区浜松町2丁目11番3号)	2,256	2.13
トーア再保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目6番地の5	2,253	2.12
株式会社池田泉州銀行	大阪府大阪市北区茶屋町18-14	1,745	1.64
計	-	44,559	42.11

- (注) 1 所有株式数は、千株未満を切捨てております。
- 2 2022年3月31日現在における日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の信託業務に係る株式数については、12,675,000株であり、それらのうち、投資信託設定分は5,664,800株、年金信託設定分は46,500株であります。
- 3 2022年3月31日現在における株式会社日本カストディ銀行（信託口）の信託業務に係る株式数については、2,975,900株であり、それらのうち、投資信託設定分は1,564,500株、年金信託設定分は111,000株であります。
- 4 2022年3月31日現在における三井住友信託銀行株式会社の所有株式数には、信託業務に係る株式を含んでおりません。
- 5 2016年10月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書（特例対象株券等）において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が2016年10月14日現在でそれぞれ以下の通り株式を保有している旨が記載されているものの、アセットマネジメントOne株式会社については、2022年3月31日現在株主名簿の記載内容を確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	株式 4,941,500	4.45
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	株式 3,065,500	2.76

- 6 2020年9月24日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書（特例対象株券等）において、東京海上日動火災保険株式会社が2020年9月15日現在で以下の通り株式を保有している旨が記載されているものの、2022年3月31日現在株主名簿の記載内容を確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	株式 4,259,275	3.83

- 7 2020年12月4日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書（特例対象株券等）において、三井住友信託銀行株式会社並びにその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が2020年11月30日現在でそれぞれ以下の通り株式を保有している旨が記載されているものの、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社については、2022年3月31日現在株主名簿の記載内容を確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	株式 3,622,000	3.33
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	株式 2,492,600	2.29
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	株式 1,324,500	1.22

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,094,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 105,726,500	1,057,265	-
単元未満株式	普通株式 78,800	-	-
発行済株式総数	108,900,000	-	-
総株主の議決権	-	1,057,265	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式98株が含まれております。

【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 飯野海運株式会社	東京都千代田区 内幸町二丁目1番1号	3,094,700	-	3,094,700	2.84
計	-	3,094,700	-	3,094,700	2.84

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	947	486,223
当期間における取得自己株式	342	234,756

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の売渡し)	-	-	-	-
保有自己株式数	3,094,798	-	3,095,140	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付けています。また、事業環境の変化に対応する事業基盤の強化のために内部留保を確保しつつ、確保した資金は持続的な企業成長に向けた新規投資のために活用し、株主価値の増大に努めると同時に、長期的な観点から安定的、継続的な配当を維持することを基本方針としております。さらに前期より、配当額と利益成長との連動性を高めるため、従来の安定配当維持の基本方針に加え、通期業績に対して配当性向30%を基準とした配当を継続していくことを新たな基本方針としております。

当社は、中間配当をすることができる旨を定款に定めており、期末配当と合わせて年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。なお各々の基準日は、期末配当が3月31日、中間配当が9月30日であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2021年11月9日取締役会決議	1,164	11.00
2022年6月28日定時株主総会決議	2,645	25.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の基礎となる各ステークホルダーとの信頼関係の構築に向けた基本的な考え方を、グループ共通の「経営理念」として掲げております。そして、このような「経営理念」を実現するために、グループ役員としての行動指針として、「安全の重視」、「社会への貢献」、「取引先の尊重」、「コンプライアンスと社会秩序の維持」、「差別の廃絶・人権の尊重」、「環境の保護」及び「情報開示とコミュニケーション」の7項目からなる「行動憲章」を定め、それを実践することでステークホルダー間の利害調整と効率的な企業活動の実現を図っております。そのため、当社は、コーポレート・ガバナンスによって、「行動憲章」を実践するために求められる経営の健全性、透明性及び効率性を確保することが重要であると考えており、コーポレート・ガバナンスを「企業を構成する様々な主体（ステークホルダー）間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現するための仕組み」と捉えております。当社は、このような考え方に基づき、監査役制度を基礎とした組織体制のもと、コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の健全性・透明性と効率性との両立を図っており、経営の意思決定及び業務執行に際しては、株主、従業員その他のステークホルダーとの関係に配慮し、常に最良の経営成果をあげられるよう不断の努力を重ね、もって持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。

当社は、次の基本方針に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

- (1)株主の権利を実質的に確保するための適切な対応と株主がその権利を適切に行使できる環境の整備とを行うとともに、全ての株主の実質的な平等性の確保に配慮します。
- (2)株主、従業員、お客様、取引先、債権者及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの権利・立場を尊重し、ステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3)財務情報のみならず非財務情報についても適切な開示がなされるように主体的に取り組み、分かりやすく有用性の高い情報開示と透明性の確保に努めます。
- (4)取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、適切なりスクテイクを支える環境整備や取締役に対する実効性の高い監督等の役割・責務を適切に果たします。監査役及び監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場から、取締役の職務の執行の監査等の役割・責務を適切に果たします。
- (5)持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行います。

(2) 企業統治の体制

< 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 >

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役8名により構成され、重要事項の決議を行うとともに取締役・執行役員職務の執行の監督を行っております。取締役会は、原則として毎月1回開催しております。また、執行役員による業務執行体制を採用し、取締役会の重要事項に関する意思決定機能と業務執行の監督機能を強化しております。

〔議長〕 當舎裕己（代表取締役社長）

岡田明彦（代表取締役）、小園江隆一、神宮知茂、大谷祐介、大江啓（社外取締役）、吉田康之（社外取締役）、三好真理（社外取締役）

監査役会は、常勤監査役1名及び社外・非常勤監査役2名の合計3名により構成され、独立した客観的な立場から、取締役の職務の執行の監査等を行っております。監査役会は、原則として毎月1回開催しております。社長執行役員（代表取締役）直属の経営監査室、監査役及び会計監査人が相互に連携して監査に当たる体制をとっております。なお、経営監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社グループを構成する全社を対象に業務監査を行っております。

〔議長〕 橋村義憲（常勤監査役）

山田義雄（社外監査役）、高橋洋（社外監査役）

経営執行協議会は、執行役員14名により構成され、取締役の職務の執行が効率的に行われるために、社外取締役を含む取締役会から授權された事項の決議、取締役会から検討を指示された事項の審議並びに経営に関する意見交換及び情報交換を行っております。経営執行協議会は、原則として毎週開催しております。

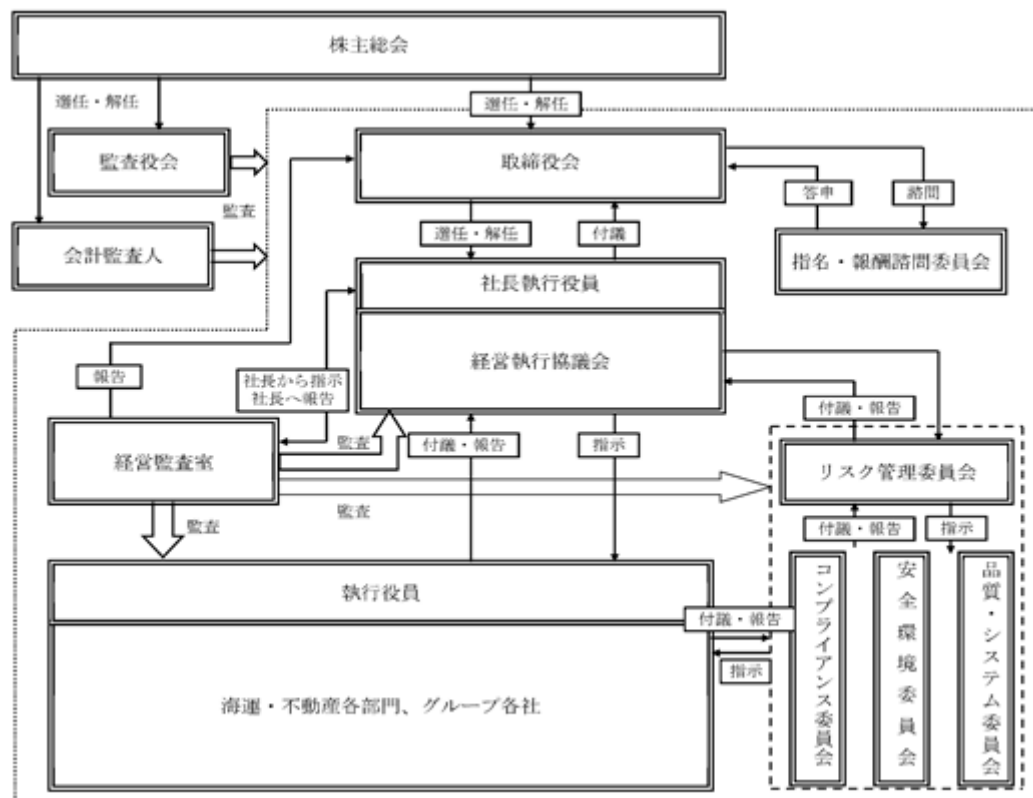
〔議長〕 當舎裕己（社長執行役員）

岡田明彦、小園江隆一、神宮知茂、大谷祐介、井上徳親、藤村誠一、鮎子田修、竹田篤、岩井喜一、妹尾邦彦、平尾聡、星啓、恒藤康孝

指名・報酬諮問委員会は、独立社外取締役3名及び代表取締役2名の合計5名により構成され、手続等の客観性・透明性・公正性を高めるために、取締役会の諮問に基づき、取締役候補等の指名及び取締役の報酬に関する事項等に

ついて審議し、取締役会に対して答申を行っております。指名・報酬諮問委員会は、原則として1か月に1回開催しております。なお、委員長は、委員会の都度、独立社外取締役から互選にて決定しております。
當舎裕己(代表取締役社長)、岡田明彦(代表取締役)、大江啓(社外取締役)、吉田康之(社外取締役)、三好真理(社外取締役)

当社のコーポレート・ガバナンス体制は次のとおりです。



<その他の事項>

当社グループにおいては、その業務の適正を確保すべく以下のとおりリスク管理体制をはじめとする内部統制システムを構築しております。

- (ア) 当社グループ全体のリスクに関する横断的な管理とその方針について、審議・提案・助言を行うために設置された「リスク管理委員会」は、その下部機関として主要なグループ会社の代表取締役も構成メンバーとする「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」及び「コンプライアンス委員会」の三委員会を設置しております。「リスク管理委員会」は、三委員会に対する指示を行い、三委員会から付議・報告を受ける等して、事業に係る戦略リスク・重要投資案件のリスク等を含めて、当社グループ全体のリスク管理活動を統括しております。また、当社グループの事業において生じるリスクについては、当社取締役会に報告を行い、当社取締役会がリスク管理体制の運用状況の監督を行っております。
- (イ) 当社グループの業務執行の過程で発生する可能性のある、船舶・建物における重大な事故・トラブル等によるリスクにつきましては、「安全環境委員会規程」に基づき設置された「安全環境委員会」が、当社グループの安全及び環境に関する政策立案とその推進を行うとともに、予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。
- (ウ) 当社グループのシステム及び事務に関するリスクにつきましては、「品質・システム委員会規程」に基づき設置された「品質・システム委員会」が、当社グループのシステム及び事務に関する政策立案とその推進を行うとともに、システムダウン等に係る予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。
- (エ) 当社グループの取締役及び執行役員を含む使用人の職務の執行に係るコンプライアンスにつきましては、「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」をコンプライアンス体制の基礎とし、「コンプライアンス委員会規程」に基づき設置された「コンプライアンス委員会」が、コンプライアンスに関する政策立案とその推進を図っております。また、「コンプライアンス規程」に基づき、社長執行役員に指名されたチーフコンプライアンスオフィサーは、監査役及び経営監査室と連携して、当社グループにおけるコンプライアンスに関する業務

を指揮し、当社グループ役職員は「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」に基づき法令違反等に関する報告義務を負っております。

- (オ) 当社グループの事業に関して、不測の事故、特に油濁等の環境汚染や、人命・財産に係る重大な事故・トラブル・大規模災害が発生した場合等の緊急時においては、「危機管理基本規程」に基づき当社社長執行役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理に当たります。また、当社グループは事業地域において大規模地震等が発生した場合を想定した事業継続計画（BCP）を制定し、各事業の速やかな復旧と継続を図ることができる体制を整備しております。
- (カ) 当社における取締役及び執行役員を含む使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理につきましては、「情報管理基本方針書」、「文書管理実施規程書」及び「情報セキュリティ基本規程」等の社内諸規程に基づき、管理責任者を定めて適切に保存し管理する体制をとっております。
- (キ) 当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項については、当社の「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」に基づき、重要事項が当社取締役会及び経営執行協議会に付議・報告されております。また、当社の執行役員を含む使用人は、必要に応じて当社グループ各社の取締役を兼務しており、当社グループ各社の取締役会への出席を通じて、職務の執行に係る事項の報告を受けております。
- (ク) 当社グループ各社の企業活動は、当社が策定したグループ中期経営計画(下記(3)-2. イ.参照)に基づき行われており、その進捗状況は定期的に当社に報告されております。
- (ケ) 当社においては、監査役職務を補助すべき使用人として監査役スタッフ1名を兼任として配置しております。当社においては、監査役スタッフの任命、解任、人事異動等については常勤監査役の事前の同意を必要としております。また、監査役スタッフは監査役の補助業務に従事する間は、監査役による指示業務を優先的に取り組むこととし、且つ役職員は監査役スタッフの業務遂行に対して不当な制約を行わないことにより、監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保しております。
- (コ) 監査役への報告に関する体制は以下のとおりです。
監査役は、取締役会に出席し、取締役から職務の執行に関する報告を受けております。
常勤監査役は、原則として毎週開催される経営執行協議会に出席し、執行役員を含む使用人から職務の執行に関する報告を受けております。
常勤監査役は、経営執行協議会において受けた職務の執行に関する報告の内容を、原則として毎月1回開催される監査役会において他の監査役に報告する体制をとっております。
当社グループの役職員が、社内に違法行為、企業倫理に違反する行為がある又はその懸念があると判断した場合は、会社が速やかにその事実を認識し、適正な是正措置を講じることができるよう内部通報制度を設けております。「内部通報制度運用規程」においては、当社人事部長及び当社が指定する外部の弁護士が内部通報の窓口となることが規定されております。常勤監査役は、「コンプライアンス委員会」及び内部通報窓口担当者から当該報告を受ける体制をとっております。
「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」においては、内部通報をした当社グループの役職員は、不利益を受けないことを保証することが明記されております。
- (サ) 当社においては、監査役職務の執行上必要と認められる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を計上しております。但し、緊急又は臨時で支出した費用については、事後、会社に支払いを請求することとしております。
- (シ) 当社においては、常勤監査役は、上記の他、業務執行の状況を把握するため、「リスク管理委員会」並びに「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」及び「コンプライアンス委員会」等の重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとっております。また、監査役は必要に応じ、随時、取締役及び執行役員を含む使用人に対し、事業の報告を求めることができます。さらに、監査役は、当社グループの監査を適正に実施するために、経営監査室と逐次、情報交換を行う等、緊密に連携する体制及び会計監査人に対しても当社グループ各社の会計監査の内容について説明を求めることができる体制をとっております。
- (ス) 当社グループは「行動憲章」において「社会秩序を尊重し、秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは一切かわりを持ってはならない。」と定めるとともに、当社グループ共通の規程として「反社会的勢力対応規程」を定め、社会の秩序や安全を脅かすような団体・個人がかかわりを持ちかけてきたり、金銭等の要求をしてきた場合には、会社として組織的な対応と外部の専門的機関との緊密な連携により、断固としてこれを排除します。

<責任限定契約>

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除きます。)及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、その職務を行うにつき善意で且つ重過失がないときは、賠償責任の限度額は法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。

<役員等賠償責任保険契約>

当社は、当社及び当社の関係会社の取締役及び監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により、被保険者が被る損害賠償金及び訴訟費用等が填補されます。

保険料は、特約部分も含め、全ての被保険者について当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。但し、上記の保険契約により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由を設けております。

< 補償契約 >

当社は各取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。但し、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、職務の執行において悪意又は重過失があった場合は補償を行わない旨等を当該補償契約において定めております。

以上の体制が、企業を構成する様々な主体(ステークホルダー)間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現するために最適なコーポレート・ガバナンスの形態と考えております。

(3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様との利益を確保し又は向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。

当社は、敵対的な企業買収であっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様との利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、このような敵対的な企業買収の中には、専ら自身の短期的な利得のみを目的として行われるものや、株主の皆様に対して当該企業買収の提案に関する情報や熟慮の機会が十分に確保されず、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益を著しく損なう企業買収もあり得ます。

したがって、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益を著しく損なう大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益を向上させるための取組みとして、下記 の中期経営計画等による企業価値向上のための取組み及び下記 のコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。

中期経営計画等による企業価値向上のための取組み

ア. 当社の事業の概要

当社は、海運業と不動産業を事業の柱とし、企業としての最大の経営課題である中長期的な企業価値ひいては株主の皆様との利益の最大化を図る観点から、海運市況、金利及び為替等の変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と、変動要素が相対的に少なく収益が安定している国内を基盤とする不動産業とを適切に組み合わせることにより、新興国を中心とした世界の経済成長を取り込む事業と国内の安定的な事業の双方をバランスよく行うことを経営の基本方針としております。

当社の海運業は、大型原油タンカー、ガス船及びケミカルタンカーを中心とした液体貨物輸送業並びにドライバルク船によるばら積み貨物輸送業から構成されております。当社は、液体貨物輸送業においては、中東諸国、アジア各国の顧客との間で長年に亘る信頼関係を築いており、また、ばら積み貨物輸送業においては、国内電力各社、製紙会社等との中長期の契約関係に基づき専用船を主体とした安定輸送に従事しており、いずれも取引先企業から高い評価を得ております。さらに、海運業において当社が輸送する主要貨物は、日本をはじめ世界各国に必要な不可欠な物資であり、当社はこれを安全且つ安定的に輸送することにより顧客の信頼を獲得しており、それを当社の事業の基盤とするとともに、国内外の地域社会との共存共栄を図ることに貢献しているものと自負しております。

一方、不動産業においては、東京都心部の中でも立地条件が良く高い稼働率が期待できる地区におけるオフィスビル賃貸事業を核として展開しており、多目的ホールの運営やフォトスタジオの運営等の不動産周辺事業の発展にも力を注いでおります。2011年10月に開業した飯野ビルディング（東京都千代田区内幸町）は、日比谷公園を望む良好な立地に加え、高い耐震性や高度なセキュリティ機能を備えております。さらに、世界最高水準の環境性能を有し、自然環境にも配慮した快適なビジネス環境を提供するオフィスビルとなっており、国内外の多くの機関から高い評価を得ております。また、飯野ビルディングのシンボルであるイイノホールは、カンファレンスセンターとともに、落語会、演奏会及び映画試写会といった催しや講演会・式典等の様々な用途にご利用頂いており、当社の文化的事業の拠点として、確固たる地位を築いております。当社は不動産業において、ゆとりある安全な空間を提供することにより、顧客である各企業の信頼を得ており、海運業と同様に、それを当社の事業の基盤とするとともに、当社が提供するゆとりある安全な空間において顧客である各企業が安心して事業を展開することを通じて、間接的に地域社会を含む社会全体に貢献しているものと考えております。

このような当社に対する高い評価と信頼は、当社が特定の企業系列に属さずに独立的・中立的企業として120年以上の間に亘り、事業を営んできたことにより培われたものであり、それは当社の企業価値の基盤となっております。

当社が営む海運業及び不動産業において、安全の確保は、当社に対する評価と信頼の基礎となる事業の発展基盤であり、当社の企業価値の基礎であるとともに、国内外の地域社会を含む社会全体への貢献の基盤となっておりますが、両事業において安全を確保するためには、中長期的な視点からの安定的な経営が不可欠となります。変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と、変動要素が相対的に少なく収益が安定している不動産業とを適切に組み合わせることは、当社全体の経営の安定に資するものと考えております。

また、当社は海運業と不動産業とを適切に組み合わせるといふ経営の基本方針を達成するために、双方の事業にバランスよく投資を行っております。特に、中長期的な視点からのヒトへの投資と教育が必要不可欠であると考えており、両事業間の人事交流を含め、双方の事業に対して経営資源の適切な配分を行っております。とりわけ、市況等の変動が収益に及ぼす影響の大きい海運業については、当社の企業体力にあった設備投資を志向するとともに、市況変動への耐性を強化するため、自社による保有船と他社からの調達船のバランスを考慮して投資を行い、また、調達船の備船期間についても、短期・中期・長期と分けることにより、船腹調達の多様化を図っております。

以上のとおり、当社は、常に、中長期的な視点から安定的な経営を行うことを経営判断の基礎に置きつつ、海運業と不動産業とを適切に組み合わせることによって、当社グループ全体の中長期的な業績の向上を目指しております。

下記イ.の中期経営計画もこれらの方針に基づいて策定されておりますが、その方針は、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様のご利益の最大化に資するものと考えております。

イ. 中期経営計画

当社グループは2020年4月に、2030年に向けたグループ企業の一層の成長を見据え、3ヵ年の中期経営計画「Be Unique and Innovative. : The Next Stage 2030年に向けて」(計画期間:2020年4月~2023年3月、以下「本計画」といいます。)を策定しました。

2017年4月に策定した前中期経営計画「Be Unique and Innovative. 創立125周年(2024年)に向けて」(計画期間:2017年4月~2020年3月、以下「前計画」といいます。)では、「バランス経営の推進と先進性への挑戦」をテーマとし、海運業では、大型原油タンカーでの競争力強化や内航ガスビジネスでの優位性確保に努め、また不動産業では、ターゲットエリア内への資産集約の一環として新橋田村町地区市街地再開発事業(日比谷フォートタワー2021年6月末竣工)を推進するとともに、英国ロンドンのオフィスビルを取得する等、次世代ビジネスへの取組みも加速化させ、海運業と不動産業を両輪とした経営の進化に注力しました。

本計画では、時代の要請に応え自由な発想で進化し続ける独立系グローバル企業としての地位確立を2030年に向けての目標に掲げています。そして本計画期間中においては、前計画の方針を踏襲し、独自のビジネスモデルである“ IINO MODEL ”の形成、高品質なサービス“ IINO QUALITY ”の提供を更に追求し、自社の経済的価値を高めると同時に、サステナビリティへの積極的な取組みにより環境保全を含めた社会的ニーズに対応することで社会的価値をも創造し、当社グループの理解する共通価値の創造(CSV)を目指してまいりたいと考えております。

本計画において、当社グループは、「共通価値の創造を目指して」をテーマとし、新たな3つの重点強化策として、「グローバル事業の更なる推進」、「安定収益基盤の更なる盤石化」及び「サステナビリティへの取組み」を重点的に実行しています。

また、これらの重点強化策を支える6つの基盤整備項目として、「船舶・ビル管理の品質向上、安全の徹底」、「コスト競争力の強化」、「人的資本の育成・強化」、「海外拠点の更なる活用」、「DXの推進加速」、「ESG・SDGsへの対応強化」に取組むことで企業の基盤と土台の盤石化を図っています。

本計画の詳細については当社ホームページをご参照下さい。

<https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/plan.html>

なお、当期における本計画の進捗状況につきましては、本有価証券報告書の「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 中長期的な会社の経営戦略と優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」をご参照下さい。

コーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びコーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況につきましては、上記「(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」及び上記「(2)企業統治の体制」をご参照下さい。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2022年5月10日開催の当社取締役会において、当社の株券等の大規模買付行為に関する概ね下記の内容の対応方針(以下「本方針」といいます。)を導入することを決定し、本方針の導入については同年6月28日開催の当社第131期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決頂いております。なお、本方針の有効期間は、2025年に開催予定の当社第134期定時株主総会の終結時までです。また、2022年3月31日現在の当社の大株主の状況につきましては、本有価証券報告書の「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (6) 大株主の状況」をご参照下さい。

本方針の内容の詳細については、当社ホームページをご参照下さい。

[https://contents.xj-](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00371/271c37dd/db44/453f/93c0/73e6edcddf3/140120220510536730.pdf)

[storage.jp/xcontents/AS00371/271c37dd/db44/453f/93c0/73e6edcddf3/140120220510536730.pdf](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00371/271c37dd/db44/453f/93c0/73e6edcddf3/140120220510536730.pdf)

記

本方針の対象となる行為

本方針は、当社の株券等の保有者及びその共同保有者並びに当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者(以下「特定株主グループ」といいます。)の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意その他の行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)を対象としております。

大規模買付ルールの設定

本方針において大規模買付者に従って頂く手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)の概要は以下のとおりです。

ア. 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した書面(以下「大規模買付意向表明書」といいます。)を提出して頂きます。

イ. 大規模買付情報の提供

当社は、大規模買付意向表明書を提出して頂いた日から10営業日(初日不算入)以内に、大規模買付者に対して、提供して頂くべき情報が記載された書面(以下「提供情報リスト」といいます。)を発送いたしますので、大規模買付者には、提供情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役社長に提供して頂きます。

提供情報リストに従い大規模買付者から提供して頂いた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が外部専門家等の助言を得た上で当社取締役会から独立した組織である特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供して頂きます。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で合理的に判断するときには、速やかに、大規模買付者に対して、その旨の通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)を行うとともに、その旨を開示いたします。

ウ. 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、最長60日間又は90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、速やかに株主の皆様へ開示いたします。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会に対して、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとします(なお、当該延長は一度に限るものとします。)

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

大規模買付行為がなされた場合における対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要且つ相当な対抗措置を発動することといたします。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、社外監査役を含む当社監査役全員(但し、事故その他やむを得ない事由により当該取締役会に出席することができない監査役を除きます。)の賛成を得た上で決議することといたします。

なお、特別委員会が株主意思確認総会(以下に定義します。)を招集することを勧告した場合、又は、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとします。但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであることが明白である所定の場合に該当するときは除き、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集することなく、対抗措置の発動の決議をすることができないものとします。株主意思確認総会を招集する場合には、当社取締役会は、特別委員会への諮問の手続を経ることなく、株主意思確認総会決議の内容に従って対抗措置の発動の決議をすることができます。

本方針における対抗措置としては、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てその他法令及び当社の定款上認められる手段を想定しております。そして、本新株予約権については、当社の株券等の大量保有者等は非適格者として行使することができない旨の差別的行使条件を定めることを予定しております。また、当社は、上記非適格者以外の株主の皆様が所有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権1個につき当社の普通株式1株を交付することができる旨の差別的取得条項を定めることを予定しております。

本方針の廃止及び変更

本方針の有効期間の満了前であっても、()当社株主総会において本方針の廃止若しくは変更が決議された場合又は()当社取締役会において本方針の廃止が決議された場合には、本方針はその時点で廃止又は変更されます。また、()2023年以降毎年の当社定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本方針の継続が決議されなかった場合には、本方針はその時点で廃止されます。

4. 上記2.の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記2.の取組みを実施しております。これらの取組みを通じて、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記1.の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記2.の取組みは上記1.の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5. 上記3.の取組みについての当社取締役会の判断

上記3.の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者及び当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、上記3.の取組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記1.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記3.の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めするために導入されるものです。さらに、上記3.の取組みにおいては、株主意思の重視(株主総会決議による導入、株主意思確認総会の招集及びサンセット条項)、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3.の取組みの合理性・公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記3.の取組みは上記1.の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

(5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役を選任する株主総会には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

(6) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、市場取引等により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益配分を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 10名 女性 1名 (役員のうち女性の比率9%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長 社長執行役員	當 舎 裕 己	1958年7月20日生	1981年4月 当社入社 2004年6月 当社ケミカルタンカーグループリーダー 2006年6月 当社海運営業第1グループリーダー 2008年6月 当社企画グループリーダー 2009年12月 当社総務企画グループリーダー 2010年6月 当社取締役執行役員 2013年6月 当社取締役常務執行役員 2016年6月 当社代表取締役社長社長執行役員(現)	(注)2	89
代表取締役 専務執行役員	岡 田 明 彦	1959年12月21日生	1983年4月 当社入社 2008年10月 当社経理グループリーダー 2011年6月 当社執行役員財務グループリーダー委嘱 2012年6月 当社取締役執行役員 2016年6月 当社取締役常務執行役員 2018年6月 当社代表取締役専務執行役員 2019年1月 当社代表取締役専務執行役員兼イノホール㈱代表取締役社長(現)	(注)3	48
取締役 専務執行役員	小 園 江 隆 一	1960年12月22日生	1985年10月 当社入社 2006年6月 当社海運営業第5グループリーダー 2006年8月 当社海運営業第5グループリーダー兼 IINO SINGAPORE PTE. LTD. 出向 2010年6月 当社海運営業第5グループリーダー兼 IINO SINGAPORE PTE. LTD. 取締役社長 2011年6月 当社執行役員海運営業第5グループリーダー委嘱 2013年6月 当社取締役執行役員 2016年6月 当社取締役常務執行役員 2022年6月 当社取締役専務執行役員(現)	(注)3	45
取締役 常務執行役員	神 宮 知 茂	1961年2月16日生	1983年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほ銀行)入行 2006年10月 (株)みずほ銀行恵比寿支店長 2008年4月 (株)みずほコーポレート銀行新宿営業部長 2010年4月 同 名古屋営業部長 2011年4月 同 執行役員名古屋営業部長 2012年4月 (株)みずほ銀行常務執行役員(営業店担当) 2014年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ常務執行役員 人事グループ長 2015年4月 (株)みずほ銀行常務執行役員(営業担当) 2016年5月 当社顧問 2016年6月 当社取締役常務執行役員兼イノマネジメントデー タ㈱代表取締役社長 2019年6月 当社取締役常務執行役員兼イノマネジメントデー タ㈱代表取締役社長兼飯野システム㈱代表取締役社 長(現)	(注)3	38

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員	大谷 祐介	1967年9月16日生	1991年4月 当社入社 2010年6月 イイノガストランスポート(株)営業グループリーダー 2012年6月 当社ガスキャリアグループリーダー 2014年6月 当社トバイ駐在員事務所代表 2016年6月 当社総務・企画部長 2017年6月 当社経営企画部長兼事業開発推進部長 2018年6月 当社執行役員経営企画部長 2019年6月 当社執行役員ビル事業部担当、不動産開発企画部担当兼イノエンタープライズ(株)代表取締役社長 2020年6月 当社取締役執行役員兼イノエンタープライズ(株)代表取締役社長 2021年6月 当社取締役常務執行役員兼イノエンタープライズ(株)代表取締役社長(現)	(注)3	21
取締役 (非常勤)	大江 啓	1948年8月9日生	1973年4月 旭化成工業(株)(現旭化成(株))入社 2000年6月 同社医薬営業推進部長 2004年4月 旭化成ファーマ(株)取締役 2006年4月 同社代表取締役社長 2008年4月 同社顧問 2010年6月 同社顧問退任 2015年6月 当社取締役(非常勤、社外取締役)(現)	(注)1 (注)2	22
取締役 (非常勤)	吉田 康之	1947年8月23日生	1971年4月 (株)三菱総合研究所入社 2002年10月 同社参与 2007年10月 (株)日建設計総合研究所入社 上席研究員 2008年1月 同社常務理事上席研究員 2008年6月 (株)タダノ社外取締役 2009年3月 (株)日建設計総合研究所取締役常務理事副所長 2011年3月 同 退任 2019年6月 当社取締役(非常勤、社外取締役)(現) 2021年6月 (株)タダノ社外取締役退任	(注)1 (注)2	14
取締役 (非常勤)	三好 真理	1958年3月16日生	1980年4月 外務省入省 2006年8月 国際連合日本政府代表部公使 2008年8月 在ドイツ日本国大使館公使 2012年4月 法務省仙台入国管理局長 2014年1月 外務省領事局長 2015年10月 在アイルランド特命全権大使 2019年8月 特命全権大使(国際テロ対策・組織犯罪対策協力担当兼北極担当) 2021年3月 外務省退官 2021年6月 当社監査役(非常勤、社外監査役) 2022年4月 東京大学公共政策大学院客員教授(現) 2022年6月 当社監査役辞任により退任 2022年6月 当社取締役(非常勤、社外取締役)(現)	(注)1 (注)3	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)	橋村 義 憲	1967年3月19日生	1989年4月 旭硝子(現AGC)(株)入社 1992年10月 中央新光監査法人入所 1996年4月 公認会計士登録 2004年9月 橋村公認会計士事務所開設(現) 2004年10月 税理士登録 2016年6月 当社監査役(現)	(注)4	7
監査役 (非常勤)	山田 義 雄	1948年5月23日生	1983年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)(現) 本谷法律事務所入所 1988年4月 中野・山田法律事務所開設 1989年4月 山田法律事務所開設(現) 2018年6月 当社監査役(非常勤、社外監査役)(現)	(注)1 (注)4	1
監査役 (非常勤)	高橋 洋	1954年9月3日生	1977年4月 日本開発銀行入行 2008年10月 ㈱日本政策投資銀行取締役常務執行役員 2011年6月 同 退任 2011年6月 スカイネットアジア航空㈱代表取締役社長 2017年6月 同 退任 2017年6月 ㈱日本経済研究所代表取締役社長(現) 2017年6月 KNT-CTホールディングス㈱社外取締役(現) 2018年6月 宮交ホールディングス㈱社外取締役(現) 2020年6月 当社監査役(非常勤、社外監査役)(現)	(注)1 (注)4	2
計					293

- (注) 1. 取締役大江啓、吉田康之及び三好真理は社外取締役であります。
また監査役山田義雄及び高橋洋は社外監査役であります。
2. 当該取締役の任期は2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 当該取締役の任期は2022年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 当該監査役の任期は2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では迅速かつ的確な意思決定を行うとともに、コーポレートガバナンスの体制を強化するため、2004年6月29日より執行役員制度を導入しております。執行役員(取締役兼務者を除く)は9名であります。
6. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
三宅 雄 大	1974年6月24日生	2006年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 三宅法律事務所入所(現) 2022年6月 当社補欠監査役選任(現)	(注)	1

- (注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了する時までであります。

社外役員の状況

< 社外取締役の員数 > : 3名

< 社外監査役の員数 > : 2名

< 社外取締役及び社外監査役と会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係 >

- ・ 社外取締役大江啓氏は、旭化成ファーマ株式会社出身者であり、当社と同社との間に人的関係、資本的关系、取引関係又は特別な利害関係はなく、同氏は当社から独立性を有していると判断しております。なお、同氏は、当社株式を22千6百株保有しております。同氏は企業経営責任者として長年にわたり培った豊富な経験と知識等を活かし、幅広い見地からの当社経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能を発揮していただくため、社外取締役として選任しております。
- ・ 社外取締役吉田康之氏は、シンクタンクにおける長年の調査及び研究で培った豊富な経験と知識等を活かし、幅広い見地からの当社経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能を発揮していただくため、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、当社株式を14千1百株保有しております。
- ・ 社外取締役三好真理氏は、長年にわたり外交官として培ってきた豊富な経験と知識を有しており、幅広い見地から、当社経営に対する的確な助言をしていただくため、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、当社株式7百株保有しております。
- ・ 社外監査役山田義雄氏は、弁護士として培った企業法務に関する豊富な専門知識と経験を当社の監査に反映していただくため、また、外部の視点から業務執行に対する監督機能の強化を図るため、社外監査役として選任しております。なお、同氏は、当社株式1千9百株保有しております。
- ・ 社外監査役高橋洋氏は、当社の取引先である株式会社日本政策投資銀行の出身者であり、当社と同社との間に資金融資等の取引関係があります。同氏は、金融機関における豊富な経験と知識及び経営者としての豊富な経験と見識を当社の監査に反映していただくため、また、外部の視点から業務執行に対する監督機能の強化を図るため、社外監査役として選任しております。なお、同氏は、当社株式2千1百株保有しております。

< 社外取締役及び社外監査役が会社の企業統治において果たす機能及び役割 >

社外取締役は利害関係のない中立的な立場から、取締役の職務執行の状況について必要な指摘や明確な説明を求めることにより、取締役および執行役員を含む使用人への監視機能を発揮しております。

また、社外監査役は利害関係のない中立的な立場から、取締役および執行役員を含む使用人の職務執行の状況について、必要な指摘や明確な説明を求めることにより、取締役への監視機能を発揮しております。

なお、当社は社外取締役3名及び社外監査役2名を独立役員として指定しております。経営陣から独立した中立的な視点から、社外取締役と社外監査役による経営監視体制を整備しております。

< 社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準 >

社外取締役及び社外監査役に求められる独立性及び資質に関して以下の「社外役員の独立性及び資質に関する基準」を定めております。

「社外役員の独立性及び資質に関する基準」

本基準は当社における社外取締役及び社外監査役(あわせて以下「社外役員」という)の候補者に関する独立性判断基準及び候補者に求められる資質を定めるものとする。

(社外取締役)

社外取締役候補者には、会社法に定める社外取締役の要件を満たし、かつ、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者であって、建設的な意見を持ち、当社により一層の成長に対する貢献が期待できる人物を指名し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性の確保にも配慮するものとする。

(社外監査役)

社外監査役候補者には、会社法に定める社外監査役の要件を満たし、かつ、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者を指名し、財務・会計・企業法務に関する適切な知見を有する者が含まれるよう配慮するものとする。

(社外役員の独立性判断基準)

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社又は当社子会社の業務執行者(注1)
2. 当社を主要な取引先とする者(注2)又はその業務執行者
3. 当社の主要な取引先(注3)又はその業務執行者
4. 当社の現在の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者
5. 当社の会計監査人又はその社員等として当社の監査業務を担当している者
6. 当社から役員報酬以外に、多額(注4)の金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント又は会計、法律、税務その他の専門家。これらの者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
7. 当社から多額(注4)の寄付又は助成を受けている者。これらの者が法人、組合等の団体である場合はその理事その他の業務執行者を含む。
8. 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役又は執行役員である者
9. 上記1～8に過去3年間において該当していた者(注5)
10. 上記1～9に該当する者、又は、社外監査役の独立性を判断する場合には以下に掲げる者が重要な者(注6)である場合において、その者の配偶者又は二親等内の親族
 - (a) 当社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ)
 - (b) 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与
 - (c) 過去3年間において上記(a)、(b)又は当社の業務執行者でない取締役に該当していた者

(注1)業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。

(注2)当社を主要な取引先とする者とは、取引先の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。

(注3)当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者又は直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。

(注4)多額とは、直近事業年度において当社から受けた財産上の利益が個人の場合は年間1,000万円以上をいい、法人、組合等の団体の場合は、年間1,000万円以上でかつ、当該団体の直近事業年度の年間連結売上高又は総収入の2%以上の額をいう。

(注5)上記4に関しては、過去3年間において、当社の現在の大株主の業務執行者であった者をいう。

(注6)重要な者には、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び部長以上の管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士及び法律事務所に所属する弁護士(いわゆるアソシエイトを含む)が含まれる。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会への出席を通じて、監査役監査及び会計監査の各監査結果等の報告を受け、適宜必要な指摘を行っております。また、「リスク管理委員会」「安全環境委員会」「コンプライアンス委員会」及び「品質・システム委員会」などの内部統制に関わる重要な会議での討議内容については、社外取締役は経営企画部担当執行役員より報告を受け、適宜必要な指摘を行い、相互に連携を図る体制を整備しております。

一方、社外監査役は取締役会及び監査役会への出席を通じて、内部監査、監査役監査及び会計監査の各監査結果等の報告を受け、適宜必要な指摘を行っております。また、「リスク管理委員会」「安全環境委員会」「コンプライアンス委員会」及び「品質・システム委員会」などの内部統制に関わる重要な会議での討議内容については、社外監査役は常勤監査役より報告を受け、適宜必要な指摘を行い、相互に連携を図る体制を整備しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当事業年度末における社外監査役3名を含む監査役(4名)(提出日現在 社外監査役2名を含む監査役(3名))は、監査役会が定めた監査方針に従い、取締役会に出席し、取締役等からその職務執行等の状況を聴取し、また、決裁書類等を閲覧するなど監査業務を遂行し、監査役付1名が監査役監査業務の遂行をサポートしております。常勤監査役については、業務執行の状況を把握するため、経営執行協議会や「リスク管理委員会」「安全環境委員会」「コンプライアンス委員会」「品質・システム委員会」などの内部統制に関わる重要な会議に出席し、報告を受け、適宜必要な指摘を行っております。監査役は経営監査室及び会計監査人の独立性を監視しつつ会計監査人と連携し、相互補完し、各々の監査の精度を高めており、定例監査役会を毎月開催し、監査結果を相互に確認し、監査の質を向上させています。

監査役橋村義憲氏は公認会計士・税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当事業年度において当社は監査役会を15回開催しており、同氏は15回出席しております。

社外監査役である山田義雄氏と高橋洋氏及び三好真理氏について、山田義雄氏は弁護士として培った企業法務に関する豊富な専門知識と経験を有し、監査役会に15回出席しております。高橋洋氏は金融機関において長年の経験と企業経営者としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、監査役会に15回出席しております。三好真理氏は長年にわたり外交官として培ってきた豊富な経験と知識を有しており、過去に企業経営に参与したことはありませんが、前述の理由から社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しており、監査役会に10回出席しております。なお、三好真理氏は2021年6月25日開催の定時株主総会で選任されておりますので、当事業年度において出席すべき監査役会は10回となり、全て出席しております。

内部監査の状況

社長執行役員直属の経営監査室(1名)は、「内部監査規程」に基づき、当社グループ全体の業務執行の適正確保を目的として、当社監査役及び会計監査人と連携して、当社グループを構成する全社を対象に業務監査を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

13年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 野口 昌邦氏(1年)

指定有限責任社員 業務執行社員 富永 淳浩氏(3年)

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る2021年度における補助者は、公認会計士4名、その他9名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の独立性、専門性、品質管理体制、監査の実施体制、監査報酬の見積額等を総合的に勘案したうえで決定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人の独立性、監査体制、監査の実施状況や品質等に関する情報収集を行い、当社の会計監査人の評価基準に基づき評価を行った結果、監査の方法、結果、監査時間及び監査報酬等を相当と評価しました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	40	2	40	-
連結子会社	-	-	-	-
計	40	2	40	-

前連結会計年度における非監査業務の内容は、社債発行に係るコンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMGネットワーク・ファーム）に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	2	2	2	3
計	2	2	2	3

連結子会社における主な非監査業務の内容は、税務申告支援業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針としましては、監査内容、監査日数、人員数等を勘案し、監査法人と協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積り等を確認し検討した結果、当社の事業規模や事業内容に適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等に関する方針等

ア. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう配慮して決定することを基本方針として、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を作成するよう指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月25日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

< 決定方針の内容の概要 >

1. 基本方針

取締役の個別の報酬については、企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう配慮して決定することを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬については、各取締役の職位に応じて設定された月例報酬に加え、目標業績の達成度合いに応じて支給される賞与及び全業務執行取締役を対象とした株式購入報酬制度により構成する。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、月例報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、職位に応じて設定された固定の月例報酬とする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

賞与は、各事業年度の連結当期純利益等の目標値に対する達成度合いに応じ、毎年、一定の時期に支給する。株式購入報酬制度は、株主と株主価値を共有することで、企業価値の向上に資することを目的として、業務執行取締役の月例報酬のうち、職位に応じて設定された金額を役員持株会へ拠出する制度である。重大な不正会計や巨額損失等が発生した場合は、その責任に応じ、株式購入報酬制度により役員持株会で取得した株式の全部または一部を無償返還するクローバック条項を適用する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬等については、短期的な業績の向上のみならず、中長期的な企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう配慮して、固定報酬（月例報酬）、業績連動報酬（賞与）及び業績連動報酬（役員持株会での株式購入）の割合を決定する。社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬（月例報酬）のみを支払うこととする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会での答申を踏まえ、各取締役の個別の報酬額を社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において決定する。

< 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由 >

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬諮問委員会での答申を踏まえ、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において、個人別の報酬等の内容を決定方針との整合性も含めて慎重に審議をした上で決議を行うため、決定方針に沿うものであると判断しております。

(イ) 監査役の報酬等

下記ウ.に記載の通り、監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額1億2000万円以内と決議しております。監査役の報酬は、固定報酬のみとし、その額は、監査役会における監査役の協議により決定しております。

イ. 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び業績連動報酬の額の決定方法並びに非金銭報酬等の内容

当社では、業務執行取締役に対して、連結当期純利益等を主要な指標とした業績の達成度合いと、各取締役の職位に応じて算出した役員賞与を毎年一定の時期に支給しております。企業価値向上に向けての新たな設備投資や株主還元の直接的な原資となる連結当期純利益を主要な指標とすることで、中長期的な企業価値の向上に資するインセンティブとなると判断しております。当該役員賞与は、独立社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬諮問委員会での答申を踏まえ、社外監査役の出席する取締役会において、支給の可否及び額を慎重に審議をした上で決議いたします。連結当期純利益等の各指標の目標は前事業年度の実績に基づいて設定しております。当事業年度につきましては、連結当期純利益の実績値は、125億2600万円となりました。

また、当社は、株主との株主価値共有を一層深め、当社中期経営計画の達成に向けた経営陣の姿勢を明確化し、企業価値向上に向けた取組みをさらに推進させることを目的として、業務執行取締役の月例報酬の一部を役員持株会へ拠出する株式購入報酬制度を設けております。株式購入報酬制度は、業務執行取締役に、その月例報酬のうち職位に応じて設定された金額を役員持株会へ拠出させるとともに、役員持株会が市場から時価で取得した当社の株式を、原則として事業年度末営業日に、役員持株会から持分株式を引き出させることにより、業務執行取締役に当社の株式を交付する制度であります。株式購入報酬制度に係る株式報酬は、持分株式の価値が株価に連動し、業務執行取締役が株主と株主価値を共有することで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すことが可能となります。なお、株価を指標とした業績連動報酬であることから目標は設定しておりません。また、重大な不正会計や巨額損失等が発生した場合は、その責任に応じ、役員持株会で取得した株式の全部または一部を無償返還するクローバック条項を設けております。

ウ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額5億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は0名）です。当社監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額1億2000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			賞与	非金銭報酬等 (株式購入報酬制度)	
取締役	239	188	30	21	8
(上記のうち社外取締役)	27	27	0	0	3
監査役	47	47	0	0	4
(上記のうち社外監査役)	23	23	0	0	3
合計	286	235	30	21	12
(上記のうち社外役員)	49	49	0	0	6

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外取締役は3名）、監査役は4名（うち社外監査役は3名）であります。
2. 非金銭報酬等は、株式購入報酬制度により、月例報酬から職位に応じて役員持株会へ拠出することが定められた金額を記載しています。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
当社では報酬等の総額が1億円以上である者はありません。

使用人兼務役員の使用人分給のうち重要なもの
当社では使用人兼務役員はありません。

役員の報酬等の額の決定に関する方針の決定権限を有する者、その権限及び裁量の範囲の内容、指名・報酬諮問委員会が当該決定に関与する手続の概要、並びに最近事業年度における活動内容

決定方針については、事前にその原案を作成するよう指名・報酬諮問委員会に諮問した上で、取締役会の決議により決定しております。当該決定に係る取締役会の権限及び裁量の範囲については、取締役会が、株主総会の決議により決定された取締役の報酬総額の限度額内で、かつ、指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重して、決議を行うこととされております。

当事業年度の実績別の報酬額については、独立社外取締役を構成員の過半数とする指名・報酬諮問委員会での答申を踏まえ、各取締役の個別の報酬額を社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において決定しております。任意の指名・報酬諮問委員会は独立社外取締役3名および代表取締役2名の計5名で構成され、取締役の報酬制度における報酬の構成および水準に関する事項について審議のうえ、取締役会に対して答申を行っております。当事業年度において同委員会は10回開催されました。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分については、以下の通りと考えております。

- ・純投資目的である投資株式
専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式としておりますが、当社は純投資目的である投資株式を所有しておりません。
- ・純投資目的以外の目的である投資株式
取引関係の維持、強化、推進、業界関連情報その他の情報の収集を目的として、純投資目的以外の目的である投資株式を保有しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

<当社の政策保有に関する方針>

投資目的以外の目的で上場株式を保有するに当たっては、経済合理性(当社が資本コストの観点から定める投資基準に照らし、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかどうか等)の検証、保有目的の適切性(例えば、投資先企業との取引その他の関係の維持強化を目的とする場合は、当該関係の維持強化が当社の中長期的な収益拡大・企業価値の向上に資するかどうか等)の検証を行い、保有することの合理性が認められた株式に限り保有することとしております。

これに対して、経済合理性や保有目的の適切性の検証の結果、保有することの合理性が認められなくなった株式については、適宜縮減する方向で検討を行うこととしております。

<当社の政策保有株式の議決権行使の基準>

議決権行使については、画一的な基準で機械的に賛否を判断するのではなく、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかや、投資先企業の企業価値の向上に資するかどうか等を考慮しつつ、当社の中長期的な企業価値の向上に資するかどうかという観点から、総合的な検討を行っております。

なお、著しい経営悪化や重大な企業不祥事があった場合には、反対の議決権行使の検討も含め、慎重に判断いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	44	5,197
非上場株式以外の株式	32	10,891

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	10	9	中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	212
非上場株式以外の株式	4	21

c. 保有区分、銘柄別の株式数、貸借対照表計上額等の情報等
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
みずほリース(株)	666,000	666,000	金融取引を行っており、中長期的な取引 関係を維持・強化するため	有
	1,982	2,214		
東ソー(株)	700,150	700,150	内航・近海海運業における取引先であ り、中長期的な取引関係を維持・強化す るため	有
	1,270	1,483		
日本ゼオン(株)	862,000	862,000	内航・近海海運業における取引先であ り、中長期的な取引関係を維持・強化す るため	有
	1,176	1,525		
電源開発(株)	589,780	589,780	外航海運業における取引先であり、中長 期的な取引関係を維持・強化するため	有
	1,031	1,141		
日産化学(株)	127,200	127,200	外航海運業における取引先であり、中長 期的な取引関係を維持・強化するため	有
	920	752		
高砂熱学工業(株)	385,000	385,000	不動産業における取引先であり、安定的 な取引関係を維持するため	有
	668	664		
DOWAホールディング ス(株)	115,500	115,500	海運業における取引先として、取引関係 を推進するため	有
	648	532		
出光興産(株)	114,000	114,000	外航海運業における取引先であり、中長 期的な取引関係を維持・強化するため	無
	385	325		
東京海上ホールディ ングス(株)	52,500	52,500	損害保険付保等によるリスク管理を行う 上で、安定的な取引関係を維持・強化す るため	無
	374	276		
住友不動産(株)	104,000	104,000	不動産業において取引関係を推進するた め及び情報を収集するため	有
	352	406		
中国塗料(株)	350,900	350,900	海運業における取引先であり、安定的な 取引関係を維持するため	有
	317	349		
東京瓦斯(株)	91,298	91,298	外航海運業における取引先であり、中長 期的な取引関係を維持・強化するため	有
	204	225		
MS&ADインシュア ランスグループホル ディングス(株)	49,443	49,443	損害保険付保等によるリスク管理を行う 上で、安定的な取引関係を維持・強化す るため	無
	197	161		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
北海道瓦斯(株)	129,600	129,600	内航・近海海運業における取引先であり、中長期的な取引関係を維持・強化するため	有
	191	208		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	236,970	236,970	金融取引を行っており、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無
	180	140		
三菱瓦斯化学(株)	83,500	83,500	外航海運業における取引先であり、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無
	174	227		
住友商事(株)	73,370	73,370	外航海運業における荷主であり、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無
	155	116		
(株)静岡銀行	170,000	170,000	金融取引を行っており、中長期的な取引関係を維持・強化するため	有
	147	148		
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	21,230	21,230	金融取引を行っており、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無
	85	82		
ENEOSホールディングス(株)	158,530	158,530	外航海運業における取引先であり、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無
	73	80		
東北電力(株)	100,000	100,000	外航海運業における取引先であり、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無
	71	105		
(株)めぶきフィナンシャルグループ	265,590	265,590	金融取引を行っており、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無
	68	69		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	15,949	15,949	金融取引を行っており、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無
	62	64		
(株)池田泉州ホールディングス	350,020	350,020	金融取引を行っており、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無
	61	62		
日本冶金工業(株)	17,230	17,230	海運業における取引先として、取引関係を推進するため	有
	48	35		
中越パルプ工業(株)	28,000	28,000	外航海運業における取引先であり、中長期的な取引関係を維持・強化するため	有
	27	36		
双日(株)	6,468	32,340	不動産業における取引先であり、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無
	13	10		
(株)りそなホールディングス	18,749	18,749	金融取引を行っており、中長期的な取引関係を維持・強化するため	無
	10	9		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本郵船(株)	100	100	株主への情報発信や株主総会運営に関する 情報収集のため	無
	1	0		
(株)商船三井	100	100	株主への情報発信や株主総会運営に関する 情報収集のため	無
	1	0		
川崎汽船(株)	100	100	株主への情報発信や株主総会運営に関する 情報収集のため	無
	1	0		
(株)名村造船所	1,280	1,280	海運業における取引先であり、安定的な 取引関係を維持するため	無
	0	0		
丸三証券(株)	-	16,677	-	有
	-	11		
(株)ジャパンエンジン コーポレーション	-	10,000	-	無
	-	11		
(株)リンコーコーポ レーション	-	1,000	-	有
	-	2		
(株)ササクラ	-	400	-	有
	-	1		

(注) 1 「 - 」は、当該銘柄を保有していないことを示しています。

- 2 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、保有目的の適切性(例えば、投資先企業との取引その他の関係の維持強化を目的とする場合は、当該関係の維持強化が当社の中長期的な収益拡大・企業価値の向上に資するかどうか等)、経済合理性(当社が資本コストの観点から定める投資基準に照らし、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかどうか等)の観点から、検証しております。
- 3 「 」は、当該銘柄での当社株式の保有はありませんが、当該銘柄のグループ会社が当社株式を保有していることを確認しております。

保有目的が純投資目的の投資株式
該当事項はありません。

保有目的を変更した投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)及び「海運企業財務諸表準則」(昭和29年運輸省告示第431号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び「海運企業財務諸表準則」(昭和29年運輸省告示第431号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2021年4月1日至2022年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2021年4月1日至2022年3月31日)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入して会計基準の内容又はその変更等についての的確な情報を収集するとともに、会計基準設定主体等の行う各種の研修へ参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	88,916	104,100
売上原価	75,589	89,155
売上総利益	13,326	14,945
販売費及び一般管理費	6,495	7,421
営業利益	6,831	7,524
営業外収益		
受取利息	30	40
受取配当金	875	2,122
違約金収入	-	174
持分法による投資利益	324	101
為替差益	130	780
その他	110	38
営業外収益合計	1,468	3,254
営業外費用		
支払利息	1,256	1,107
その他	233	240
営業外費用合計	1,490	1,347
経常利益	6,810	9,431
特別利益		
固定資産売却益	4,463	4,428
投資有価証券売却益	0	8
子会社清算益	822	-
関係会社清算益	-	23
受取保険金	80	62
受取補償金	-	44
その他	-	6
特別利益合計	1,365	4,570
特別損失		
固定資産除却損	5,16	5,2
固定資産売却損	-	6,4
投資有価証券売却損	-	28
投資有価証券評価損	-	969
ゴルフ会員権評価損	0	-
その他	-	8
特別損失合計	17	1,010
税金等調整前当期純利益	8,158	12,991
法人税、住民税及び事業税	279	366
法人税等調整額	234	123
法人税等合計	513	489
当期純利益	7,646	12,501
非支配株主に帰属する当期純損失()	10	25
親会社株主に帰属する当期純利益	7,655	12,526

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益	7,646	12,501
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,300	532
繰延ヘッジ損益	793	331
為替換算調整勘定	1,016	590
持分法適用会社に対する持分相当額	354	506
その他の包括利益合計	1,137	1,199
包括利益	7,782	14,460
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	7,820	14,542
非支配株主に係る包括利益	38	82

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,092	7,613	52,542	3,245	70,002
会計方針の変更による累積的影響額					-
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,092	7,613	52,542	3,245	70,002
当期変動額					
剰余金の配当			1,375		1,375
親会社株主に帰属する当期純利益			7,655		7,655
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		0		0	0
自己株式の消却		1,338		1,338	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	1,338	6,280	1,338	6,281
当期末残高	13,092	6,275	58,822	1,907	76,282

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	1,803	725	756	3,283	143	73,428
会計方針の変更による累積的影響額						-
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,803	725	756	3,283	143	73,428
当期変動額						
剰余金の配当						1,375
親会社株主に帰属する当期純利益						7,655
自己株式の取得						0
自己株式の処分						0
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,300	958	1,176	165	38	127
当期変動額合計	2,300	958	1,176	165	38	6,407
当期末残高	4,103	234	421	3,449	105	79,835

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,092	6,275	58,822	1,907	76,282
会計方針の変更による累積的影響額			106		106
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,092	6,275	58,717	1,907	76,176
当期変動額					
剰余金の配当			2,857		2,857
親会社株主に帰属する当期純利益			12,526		12,526
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分					-
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	9,670	0	9,669
当期末残高	13,092	6,275	68,386	1,907	85,845

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,103	234	421	3,449	105	79,835
会計方針の変更による累積的影響額						106
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,103	234	421	3,449	105	79,730
当期変動額						
剰余金の配当						2,857
親会社株主に帰属する当期純利益						12,526
自己株式の取得						0
自己株式の処分						-
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	532	559	924	2,016	82	1,934
当期変動額合計	532	559	924	2,016	82	11,603
当期末残高	4,635	326	504	5,464	23	91,333

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,304	11,660
受取手形及び売掛金	7,536	-
受取手形、売掛金及び契約資産	-	5 10,956
貯蔵品	2,679	4,159
商品	76	91
販売用不動産	3	3
繰延及び前払費用	1,797	2,045
未収還付法人税等	102	78
その他	4,324	4,562
貸倒引当金	1	4
流動資産合計	29,818	33,550
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	3 98,215	3 92,012
建物及び構築物（純額）	3 40,125	3 46,610
土地	3 42,801	3 42,932
リース資産（純額）	5,094	4,871
建設仮勘定	7,838	4,994
その他（純額）	171	207
有形固定資産合計	1 194,244	1 191,626
無形固定資産		
電話加入権	9	9
その他	520	625
無形固定資産合計	529	634
投資その他の資産		
投資有価証券	2, 3 18,743	2, 3 18,675
長期貸付金	147	170
退職給付に係る資産	225	279
繰延税金資産	20	26
その他	2 1,884	2 2,169
投資その他の資産合計	21,019	21,319
固定資産合計	215,793	213,580
資産合計	245,611	247,130

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,777	8,572
短期借入金	3 26,688	3 23,322
未払費用	310	340
未払法人税等	242	232
前受金	2,911	-
前受金及び契約負債	-	6 2,301
賞与引当金	338	513
株主優待引当金	26	36
リース債務	5,122	1,001
その他	2,932	1,916
流動負債合計	44,345	38,232
固定負債		
長期借入金	3 100,056	3 92,606
社債	5,000	5,000
役員退職慰労引当金	60	76
退職給付に係る負債	704	715
特別修繕引当金	3,624	3,074
受入敷金保証金	8,977	8,802
リース債務	29	3,969
繰延税金負債	2,747	3,142
その他	234	180
固定負債合計	121,430	117,565
負債合計	165,776	155,797
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,092	13,092
資本剰余金	6,275	6,275
利益剰余金	58,822	68,386
自己株式	1,907	1,907
株主資本合計	76,282	85,845
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,103	4,635
繰延ヘッジ損益	234	326
為替換算調整勘定	421	504
その他の包括利益累計額合計	3,449	5,464
非支配株主持分	105	23
純資産合計	79,835	91,333
負債純資産合計	245,611	247,130

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	8,158	12,991
減価償却費	11,083	11,728
持分法による投資損益(は益)	324	101
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	225	54
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1	11
受取利息及び受取配当金	905	2,161
受取保険金	80	62
受取補償金	-	44
投資有価証券売却損益(は益)	0	20
投資有価証券評価損益(は益)	-	969
支払利息	1,256	1,107
有形及び無形固定資産売却損益(は益)	463	4,424
売上債権の増減額(は増加)	531	3,406
棚卸資産の増減額(は増加)	215	1,490
仕入債務の増減額(は減少)	635	2,779
預り敷金及び保証金の増減額(は減少)	784	175
子会社清算損益(は益)	822	-
その他	1,417	2,689
小計	19,766	14,998
利息及び配当金の受取額	1,072	2,316
保険金の受取額	80	62
補償金の受取額	-	44
利息の支払額	1,268	1,116
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	368	522
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,282	15,782
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	30,870	12,498
有形及び無形固定資産の売却による収入	7,677	8,606
投資有価証券の取得による支出	3	12
投資有価証券の売却による収入	2	233
その他	202	555
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,991	3,115
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	8,543	1,819
長期借入れによる収入	29,765	14,097
長期借入金の返済による支出	20,670	23,777
社債の発行による収入	4,970	-
自己株式の取得による支出	0	0
自己株式の処分による収入	0	-
配当金の支払額	1,371	2,852
リース債務の返済による支出	1,256	473
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,894	14,824
現金及び現金同等物に係る換算差額	92	510
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	907	1,647
現金及び現金同等物の期首残高	14,208	13,301
現金及び現金同等物の期末残高	1 13,301	1 11,654

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数62社

主要な連結子会社の名称は、「第1 企業の概況」の4 関係会社の状況に記載しているため、省略しております。

新規連結子会社IINO LINES GULF DMCC 他2社については、新設により新たに連結の範囲に含めました。

(2) 子会社のうちIINO UK LTD. 他5社は連結の範囲に含められておりません。

非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等のそれぞれは連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。

持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社は次の5社であります。

JIPRO SHIPPING S.A.

ALLIED CHEMICAL CARRIERS LLC

TAKARABUNE SHIP MANAGEMENT S.A.

MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.

NORTHERN LNG TRANSPORT CO., I LTD.

(2) 持分法を非適用とした非連結子会社及び関連会社

非連結子会社IINO UK LTD. 他5社及び関連会社IMS PHILIPPINES MARITIME CORP. 他2社は、いずれも小規模であり、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等のそれぞれは、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。

連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、IKK HOLDING LTD 他21社の決算日は12月31日であり、同日現在の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

当連結会計年度において、連結子会社であるPLANET SHIPHOLDING S.A. 他2社は、決算日を3月31日から12月31日に変更しました。そのため、当該連結子会社の当連結会計年度における会計期間は9ヶ月となっております。この変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

市場価格のない株式等

株式：移動平均法による原価法によっております。

(ロ) 棚卸資産

販売用不動産は個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)であり、その他は先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(ハ) デリバティブ

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法(一部の船舶については定率法)を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、次の資産の耐用年数は以下の通りとしております。

鉄骨造の事務所	50年
昇降機・給排水設備・冷凍機・発電機・高圧機器	20年
船舶	15年～20年

(ロ)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(ハ)リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ハ)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(ニ)特別修繕引当金

船舶の定期検査費用の支出に備えるため、将来の修繕見積額に基づき計上しております。

(ホ)株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、また、当社の企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金利息
外貨建金銭債務	外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引

(ハ)ヘッジ方針

主として当社の内部規程である「デリバティブ管理規程」に基づき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスクあるいはキャッシュ・フロー変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしており、投機目的のための取引は行わない方針であります。

(ニ)ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、為替予約については、外国通貨による決済見込額に対し、通貨種別、金額、履行時期等の重要な条件が同一である為替予約を行っているため、また金利スワップについては、特例処理の要件を満たす金利スワップを行っているため、いずれも有効性の評価は省略しております。

(「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係)

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下の通りであります。

ヘッジ会計の方法...繰延ヘッジ処理又は金利スワップの特例処理によっております。

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金利息

ヘッジ取引の種類...キャッシュ・フローを固定するもの

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。

(イ)外航海運業、(ロ)内航・近海海運業

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。海運業においては、主として当社が顧客との契約における義務を履行することから、顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益及び費用を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、航海の経過日数によっております(航海日割基準)。取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。取引の対価に重要な金融要素は含まれておりません。船用品の販売等の一部の取引については、一時点で履行義務を充足し収益を認識しております。

なお、当社の役務提供後にその対価が顧客との交渉等によって確定する一部の取引に関しては、当該変動対価の不確実性に鑑みて、認識した収益の累計額の著しい減額が発生しない可能性が高いと合理的に判断できる範囲において、取引価格に反映しております。

(ハ)不動産業

主にリース取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。

(7) 支払利息の処理方法

支払利息については、原則として発生時の費用処理としておりますが、長期かつ金額の重要な事業用資産で、一定の条件に該当するものに限って、建造期間中の支払利息を事業用資産の取得価額に算入しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

(9) 連結納税制度の適用

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。

(10) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1)連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度及び前連結会計年度において、該当事項はありません。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産について減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

当社及び連結子会社は、減損判定における将来キャッシュ・フローの見積りを中期経営計画等に基づき策定しており、一般に入手可能な市場情報を考慮に入れております。

外航海運業の将来キャッシュ・フローの予測には高い不確実性を伴い、これらの見積りは減損の認識判定及び減損損失計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当連結会計年度の連結貸借対照表において計上された外航海運業セグメントに関する船舶等の有形固定資産は89,092百万円であります。

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

有形固定資産の減損判定を行う上で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響は2023年3月期通期で影響が継続するという前提のもと、感染症対策費用の増加等を織り込み将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、外航海運業において当社の役務提供後にその対価が顧客との交渉等によって確定する一部の取引に関しては、従来より決算時点で未確定の取引価格については当該時点においてその見積りを行い、連結財務諸表に反映していましたが、当連結会計年度より当該変動対価の不確実性に鑑みて、認識した収益の累計額の著しい減額が発生しない可能性が高いと合理的に判断できる範囲において、取引価格に反映する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。この結果、利益剰余金の当期首残高は106百万円減少しております。また、当連結会計年度の売上高、売上原価及び1株当たり純資産額に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、また、「流動負債」に表示していた「前受金」を「前受金及び契約負債」に含めて表示しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 売上原価に計上された引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
賞与引当金繰入額	77百万円	121百万円
退職給付費用	68	77
特別修繕引当金繰入額	554	328

3 販売費及び一般管理費のうち主要なもの

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
役員報酬及び従業員給与	2,866百万円	3,002百万円
賞与引当金繰入額	261	392
退職給付費用	82	118
役員退職慰労引当金繰入額	15	16
株主優待引当金繰入額	26	36
業務委託費	930	1,023
減価償却費	269	263
福利厚生費	848	934

4 固定資産売却益のうち主要なもの

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
船舶	463百万円	4,425百万円
建物及び構築物	-	2

5 固定資産除却損のうち主要なもの

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
建物及び構築物	11百万円	2百万円

6 固定資産売却損のうち主要なもの

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
船舶	-	4百万円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	3,233百万円	245百万円
組替調整額	0	961
税効果調整前	3,233	716
税効果額	934	184
その他有価証券評価差額金	2,300	532
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	207	583
組替調整額	90	55
資産の取得原価調整額	789	94
税効果調整前	1,086	433
税効果額	293	102
繰延ヘッジ損益	793	331
為替換算調整勘定：		
当期発生額	192	590
組替調整額	824	-
為替換算調整勘定	1,016	590
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	354	560
組替調整額	0	55
持分法適用会社に対する持分相当額	354	506
その他の包括利益合計	137	1,959

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	111,075,980	-	2,175,980	108,900,000

(注)自己株式の消却による減少であります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	5,269,276	593	2,176,018	3,093,851

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加593株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,176,018株は、自己株式の消却による減少2,175,980株、単元未満株式の売渡しによる減少38株であります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	741	7	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月9日 取締役会	普通株式	635	6	2020年9月30日	2020年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,693	16	2021年3月31日	2021年6月28日

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	108,900,000	-	-	108,900,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,093,851	947	-	3,094,798

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加947株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,693	16	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月9日 取締役会	普通株式	1,164	11	2021年9月30日	2021年11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,645	25	2022年3月31日	2022年6月29日

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
	106,907百万円	101,086百万円

2 非連結子会社及び関連会社に対するもの

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
投資有価証券(株式)	1,505百万円	1,932百万円
(うち共同支配企業に対する投資の金額)	(1,433)	(1,861)
その他(出資金)	668	92
(うち共同支配企業に対する投資の金額)	(668)	(92)

3 担保に供した資産

下記資産(イ)は下記債務(ロ)の担保に供しております。

(イ)担保に供した資産

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
船舶	91,600百万円	81,978百万円
建物	35,884	36,272
土地	30,040	30,734
投資有価証券	3,651	4,117
計	161,174	153,101

(ロ)担保権設定の原因となっている債務

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
短期借入金	18,841百万円	15,516百万円
(1年内返済予定の長期借入金)	(18,841)	(15,516)
長期借入金	84,460	83,154
計	103,301	98,670

4 偶発債務

前連結会計年度(2021年3月31日)

(1) 保証債務

MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.	設備資金	446百万円
JIPRO SHIPPING S.A.	"	29
合計		475

複数の保証人のいる連帯保証については、当社の負担となる金額を記載しております。

(2) 連帯債務

該当事項はありません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(1) 保証債務

MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.	設備資金	390百万円
JIPRO SHIPPING S.A.	"	-
合計		390

複数の保証人のいる連帯保証については、当社の負担となる金額を記載しております。

(2) 連帯債務

該当事項はありません。

5 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下の通りであります。

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
受取手形	- 百万円
売掛金	9,235
契約資産	643

6 前受金及び契約負債のうち、契約負債の金額は、以下の通りであります。

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
契約負債	1,341 百万円

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金勘定	13,304百万円	11,660百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	3	5
現金及び現金同等物	13,301	11,654

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び負債

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産の額	5,094百万円	4,871百万円
ファイナンス・リース取引に係る負債の額	5,151	4,970

(リース取引関係)

(借主側)

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として船舶であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借主側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	3,950	4,053
1年超	13,271	10,751
合計	17,221	14,805

(貸主側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	7,376	7,501
1年超	31,639	25,285
合計	39,015	32,786

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については金融機関からの借入や社債発行による方針です。また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のもの的大部分については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

外貨建ての予定取引は、為替の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部のものについては、個別契約毎にデリバティブ取引(通貨スワップ、為替予約)等を利用してヘッジしております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されている「(5)重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っていません。

また、営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

前連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（*1）(百万円)	時価（*1）(百万円)	差額(百万円)
(1)投資有価証券（*4）	11,604	11,604	-
(2)長期借入金（*2）	(120,357)	(121,541)	1,184
(3)社債	(5,000)	(5,002)	2
(4)デリバティブ取引	684	684	-

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）連結貸借対照表上、短期借入金に含まれている1年内返済予定長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。

（*3）現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金及び短期借入金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（*4）非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（1）投資有価証券」には含めておりません。また、受入敷金保証金は市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため時価評価の対象には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、それぞれ以下の通りであります。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式等	7,138
受入敷金保証金	8,977

当連結会計年度（2022年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（*1）(百万円)	時価（*1）(百万円)	差額(百万円)
(1)投資有価証券（*4）	11,020	11,020	-
(2)長期借入金（*2）	(111,341)	(111,409)	68
(3)社債	(5,000)	(4,993)	(7)
(4)デリバティブ取引	948	948	-
(5)受入敷金保証金	(8,802)	(8,237)	(565)

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）連結貸借対照表上、短期借入金に含まれている1年内返済予定長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。

（*3）現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、買掛金及び短期借入金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（*4）市場価格のない株式等は、「（1）投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度 (2022年3月31日)
非上場株式等	7,654

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)
現金及び預金	13,304	-
受取手形及び売掛金	7,536	-

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)
現金及び預金	11,660	-
受取手形、売掛金及び契約資産	10,956	-

2. 短期借入金、長期借入金の返済予定額

前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	6,387	-	-	-	-	-
長期借入金	20,301	12,126	10,000	9,368	8,685	59,877
社債	-	-	5,000	-	-	-
合計	26,688	12,126	15,000	9,368	8,685	59,877

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,587	-	-	-	-	-
長期借入金	18,735	10,658	9,754	9,071	8,334	54,789
社債	-	5,000	-	-	-	-
合計	23,322	15,658	9,754	9,071	8,334	54,789

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	11,020	-	-	11,020
デリバティブ取引	-	948	-	948
資産計	11,020	948	-	11,968

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	4,993	-	4,993
長期借入金	-	-	111,409	111,409
受入敷金保証金	-	-	8,237	8,237
負債計	-	4,993	119,646	124,639

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、レベル1の時価に分類しております。
また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(下記「長期借入金」参照)。

社債

社債の時価については、市場価格に基づき算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル3の時価に分類しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(上記「デリバティブ取引」参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

受入敷金保証金

将来の返還見込額を同様の新規受入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル3の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	10,393	3,642	6,751
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	10,393	3,642	6,751
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	1,212	2,079	868
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,212	2,079	868
合計		11,604	5,721	5,883

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額 5,634百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	9,889	3,572	6,318
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	9,889	3,572	6,318
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	1,131	1,171	40
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,131	1,171	40
合計		11,020	4,742	6,278

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額 5,722百万円)は、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	2	0	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	2	0	-

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	233	8	28
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	233	8	28

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について969百万円(その他有価証券の株式969百万円)減損処理を行っております。

なお、減損処理の判定にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 原則的処理	為替予約取引 買建 ドル	未払船価 (予定取引)	15,208	7,901	785
合計			15,208	7,901	785

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 原則的処理	為替予約取引 買建 ドル	未払船価 (予定取引)	13,048	10,311	983
合計			13,048	10,311	983

(2) 金利関連

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)
原則的処理	金利スワップ取引	長期借入金	11,228	10,389	101
	変動受取・固定支払				
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	長期借入金	26,064	17,167	(注)
	変動受取・固定支払				
合計			37,292	27,557	101

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)
原則的処理	金利スワップ取引	長期借入金	15,315	13,957	36
	変動受取・固定支払				
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	長期借入金	19,135	15,823	(注)
	変動受取・固定支払				
合計			34,450	29,780	36

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、当社は規約型確定給付企業年金制度を採用しております。

なお、当社及び連結子会社が有する退職一時金制度及び当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の期首残高と期末残高の調整

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の 期首残高(純額)	705百万円	479百万円
退職給付費用	14	196
退職給付の支払額	49	78
制度への拠出額	163	160
退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の 期末残高(純額)	479	436

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,368百万円	2,380百万円
年金資産	2,263	2,343
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	105	38
非積立型制度の退職給付債務	374	398
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	374	398
退職給付に係る資産	225	279
退職給付に係る負債	704	715
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	479	436

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	前連結会計年度	14百万円	当連結会計年度	196百万円
----------------	---------	-------	---------	--------

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	4,976百万円	4,233百万円
退職給付に係る負債	178	170
建替関連損失	8	7
固定資産未実現利益	230	229
役員退職慰労引当金	20	25
賞与引当金	103	155
特別修繕引当金	1,023	850
繰延ヘッジ損益	30	14
その他	383	392
繰延税金資産小計	6,951	6,075
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	4,976	4,233
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,665	1,528
評価性引当額小計(注)1	6,641	5,761
繰延税金資産合計	310	315
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,730	1,913
繰延ヘッジ損益	213	297
固定資産圧縮積立金	60	60
その他	1,033	1,162
繰延税金負債合計	3,036	3,431
繰延税金資産(負債)の純額	2,727	3,116

(注)1. 評価性引当額が880百万円減少しております。この減少の主な内容は、親会社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金	751	350	-	107	0	3,767	4,976
評価性引当額	751	350	-	107	0	3,767	4,976
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金	350	-	107	0	1,041	2,735	4,233
評価性引当額	350	-	107	0	1,041	2,735	4,233
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(注) 3 . 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
固定資産 - 繰延税金資産	20	26
固定負債 - 繰延税金負債	2,747	3,142

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.1%	29.8%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.4	1.0
評価性引当額の増減	5.0	3.0
特定外国子会社に係る課税対象金額	9.9	9.7
日本船舶による収入金額に係る損金算入額	23.4	21.5
連結子会社の適用税率差異	6.7	10.2
連結子会社清算による影響	2.7	-
その他	5.7	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.3	3.8

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル(土地を含む)を所有しております。2021年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は3,687百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次の通りであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額			期末時価
	期首残高	期中増減額	期末残高	
賃貸等不動産	79,073	4,254	83,326	197,146

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、主な増加額は不動産取得及び開発中物件の開発進行によるものであります。

3. 期末の時価は、以下によっております。

主に「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用オフィスビル(土地を含む)を所有しております。2022年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は3,675百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次の通りであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額			期末時価
	期首残高	期中増減額	期末残高	
賃貸等不動産	83,326	1,267	84,593	194,708

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、主な増加額は開発中物件の開発進行及び竣工によるものであります。

3. 期末の時価は、以下によっております。

主に「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 会計方針に関する事項 (6)重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	6,385
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	9,235
契約資産(期首残高)	584
契約資産(期末残高)	643
契約負債(期首残高)	1,635
契約負債(期末残高)	1,341

契約資産は、期末日時点で航海日数が経過しているものの未請求の契約に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客から受け取った未経過の航海日数に係る前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、概ね当連結会計年度に収益を認識しております。

当期中の契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(例えば、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額は、182,600百万円です。

残存履行義務は、期末時点における外航海運業及び内航・近海海運業における数量輸送契約及び特定の船舶を特定の期間特定の顧客に対し供与する定期用船契約等(連続航海用船契約等を含む。以下同じ)により構成されます。これらの契約に係る収益は、為替や運航費等の前提により変動しますが、期末時点における見積りに基づいて集計しております。

なお、不動産業に係る収益並びに外航海運業及び内航・近海海運業における契約形態の1つである裸用船契約に係る収益は、主にリース取引によるものであり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であるため、注記の対象に含めておりません。また、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については注記の対象に含めておりません。加えて、当期末時点で未締結の契約に関して、当社グループが当該契約締結について確度が高い旨の予測をもっていたとしても注記の対象に含めておりません。

残存履行義務のうち、約半分は概ね2年以内に充足する見込みです。また、一部の定期用船契約等における極めて長期の契約を除いて、概ね10年以内にほとんど全ての残存履行義務を充足する見込みです。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、海運業と不動産業を軸に事業活動を展開しており、更に海運業は外航海運業と内航・近海海運業の2つの事業活動を展開しております。

当社グループの事業活動は、経済的特徴を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「外航海運業」、「内航・近海海運業」及び「不動産業」の3つを報告セグメントとしております。

「外航海運業」は、全世界にわたる水域で原油、石油化学製品、液化天然ガス(LNG)、液化石油ガス(LPG)、発電用石炭、肥料、木材チップ等の海上輸送を行っております。「内航・近海海運業」は、国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス(LNG)、液化石油ガス(LPG)、石油化学ガス等の海上輸送を行っております。「不動産業」は、国内の賃貸オフィスビルの所有、運営、管理、メンテナンス及びフォトスタジオを中心とした不動産関連事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

「外航海運業」及び「内航・近海海運業」に計上している売上高は、主に顧客との契約から生じる収益であり、その他の収益に重要性はありません。「不動産業」に計上している売上高は、主にリース取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益です。

会計方針の変更に記載の通り、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。なお、各報告セグメントに与える影響は軽微であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表計上額
	外航海運業	内航・近海海運業	不動産業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	69,641	8,225	11,049	88,916	-	88,916
セグメント間の内部売上高又は振替高	346	356	108	118	118	-
計	69,295	8,581	11,158	89,033	118	88,916
セグメント利益	2,463	505	3,863	6,831	-	6,831
セグメント資産	118,070	10,849	90,799	219,718	25,893	245,611
その他の項目						
減価償却費	8,354	749	1,979	11,083	-	11,083
持分法適用会社への投資額	2,170	-	-	2,170	-	2,170
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	22,580	1,976	5,967	30,522	46	30,567

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表計上額
	外航海運業	内航・近海海運業	不動産業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	82,408	9,535	12,158	104,100	-	104,100
セグメント間の内部売上高又は振替高	138	-	96	235	235	-
計	82,546	9,535	12,254	104,335	235	104,100
セグメント利益	2,860	513	4,150	7,524	-	7,524
セグメント資産	114,004	15,719	93,481	223,205	23,925	247,130
その他の項目						
減価償却費	8,676	795	2,257	11,728	-	11,728
持分法適用会社への投資額	1,950	-	-	1,950	-	1,950
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,329	3,941	2,967	12,237	185	12,423

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）
前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

売上高	
報告セグメント計	89,033
セグメント間取引消去	118
連結財務諸表の売上高	88,916

(単位：百万円)

資産	
報告セグメント計	219,718
セグメント間債権の相殺消去	2,430
全社資産(注)	28,323
連結財務諸表の資産合計	245,611

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金(現預金)及び長期投資資金(投資有価証券)であります。

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計	調整額	連結財務諸表計上額
減価償却費	11,083	-	11,083
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	30,522	46	30,567

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産に係る有形固定資産及び無形固定資産の取得価額であります。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

売上高	
報告セグメント計	104,335
セグメント間取引消去	235
連結財務諸表の売上高	104,100

(単位：百万円)

資産	
報告セグメント計	223,205
セグメント間債権の相殺消去	3,664
全社資産(注)	27,589
連結財務諸表の資産合計	247,130

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金(現預金)及び長期投資資金(投資有価証券)であります。

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計	調整額	連結財務諸表計上額
減価償却費	11,728	-	11,728
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	12,237	185	12,423

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産に係る有形固定資産及び無形固定資産の取得価額であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	外航海運業	内航・近海海運業	不動産業	合計
外部顧客への売上高	69,641	8,225	11,049	88,916

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	サウジアラビア	その他	合計
30,039	13,131	45,745	88,916

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への外部売上高が連結損益計算書の売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	外航海運業	内航・近海海運業	不動産業	合計
外部顧客への売上高	82,408	9,535	12,158	104,100

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	サウジアラビア	その他	合計
32,274	13,220	58,606	104,100

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への外部売上高が連結損益計算書の売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
(固定資産に係る重要な減損損失)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
(固定資産に係る重要な減損損失)
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	JIPRO SHIPPING S.A.	パナマ	1,000千US\$	海運業	(所有) 直接50.0	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る債務保証	29	-	-
関連会社	MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.	パナマ	10	海運業	(所有) 直接50.0	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る債務保証	446	-	-

(注) 1 上記取引金額には消費税等は含んでおりません。

(注) 2 取引条件ないし取引条件の決定方針等

JIPRO SHIPPING S.A.及びMARTIN ISLAND SHIPPING S.A.に対する債務保証は設備の購入資金としての融資に対して保証したものです。なお、担保は受け入れていません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.	パナマ	10	海運業	(所有) 直接50.0	定期用船 役員の兼任	設備資金に係る債務保証	390	-	-

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.に対する債務保証は設備の購入資金としての融資に対して保証したものです。なお、担保は受け入れていません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	753.55円	863.00円
1株当たり当期純利益	72.35円	118.39円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	同左

(注) 算定上の基礎は以下の通りであります。

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 2021年3月31日	当連結会計年度 2022年3月31日
連結貸借対照表上の 純資産の部の合計額 (百万円)	79,835	91,333
普通株式に係る純資産額 (百万円)	79,730	91,310
差額の主な内訳 非支配株主持分 (百万円)	105	23
普通株式の発行済株式数 (千株)	108,900	108,900
普通株式の自己株式数 (千株)	3,094	3,095
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数 (千株)	105,806	105,805

2 1株当たり当期純利益金額

項目	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
親会社株主に帰属する 当期純利益金額 (百万円)	7,655	12,526
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益金額 (百万円)	7,655	12,526
普通株式の期中平均株式数 (千株)	105,806	105,806

(重要な後発事象)

2022年6月23日開催の当社取締役会において、当社グループが保有する大型原油タンカー1隻の売却を決議いたしました。これに伴い、2023年3月期第2四半期連結会計期間におきまして、約29億円を固定資産売却益(特別利益)として計上する予定です。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第2回無担保社債 (社債間限定同順位特約付) (グリーンボンド)	2021年3月18日	5,000	5,000	0.49	なし	2024年3月18日
合計			5,000	5,000			

(注) 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下の通りであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
	5,000			

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	6,387	4,587	0.4	-
1年以内に返済予定の長期借入金	20,301	18,735	0.6	-
1年以内に返済予定のリース債務	5,122	1,001	1.1	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	100,056	92,606	0.6	2023年6月 ~2038年8月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	29	3,969	0.9	2023年4月 ~2036年10月
合計	131,895	120,898	-	-

(注) 1 「平均利率」については借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。又、金利スワップを行っている借入金についてはスワップ前の金利を対象としております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	10,658	9,754	9,071	8,334
リース債務	311	3,338	45	45

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	23,604	48,981	76,035	104,100
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	183	4,204	8,419	12,991
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額(百万円)	90	4,166	8,318	12,526
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	0.85	39.38	78.62	118.39

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	0.85	38.52	39.24	39.77

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
海運業収益		
貨物運賃	46,798	60,580
貸船料	23,353	22,381
その他海運業収益	71	147
海運業収益合計	70,222	83,108
海運業費用		
運航費		
貨物費	1,569	1,664
燃料費	10,021	16,128
港費	6,196	6,869
その他運航費	934	913
運航費合計	18,719	25,573
船費		
船員費	432	554
船舶修繕費	25	-
船舶減価償却費	1,555	1,906
その他船費	309	378
船費合計	2,270	2,838
借船料	1 43,806	1 49,089
その他海運業費用	1,147	1,162
海運業費用合計	65,942	78,662
海運業利益	4,280	4,446
不動産業収益		
不動産賃貸収入	9,811	10,586
不動産業収益合計	9,811	10,586
不動産業費用		
不動産賃貸原価	5,209	5,791
不動産業費用合計	5,209	5,791
不動産業利益	4,602	4,795
営業総利益	8,882	9,241
販売費及び一般管理費	2 3,719	2 4,577
営業利益	5,163	4,663

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業外収益		
受取利息	121	116
受取配当金	2,324	5,820
違約金収入	-	174
投資事業組合運用益	75	-
為替差益	88	711
その他	194	189
営業外収益合計	3 2,801	3 7,009
営業外費用		
支払利息	652	588
投資事業組合運用損	-	56
その他	232	239
営業外費用合計	884	883
経常利益	7,081	10,789
特別利益		
固定資産売却益	-	4 543
投資有価証券売却益	4	8
子会社清算益	94	-
関係会社清算益	-	23
受取保険金	80	42
受取補償金	-	44
その他	-	6
特別利益合計	178	666
特別損失		
固定資産除却損	5 13	5 2
固定資産売却損	-	6 4
投資有価証券売却損	-	28
投資有価証券評価損	-	969
ゴルフ会員権評価損	0	-
その他	-	8
特別損失合計	13	1,010
税引前当期純利益	7,246	10,445
法人税、住民税及び事業税	6	121
法人税等調整額	4	4
法人税等合計	2	117
当期純利益	7,244	10,328

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	13,092	6,233	1,380	7,613	1,125	69	11,000	28,363	40,557
会計方針の変更による累積的影響額									
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,092	6,233	1,380	7,613	1,125	69	11,000	28,363	40,557
当期変動額									
圧縮記帳積立金の取崩						9		9	-
剰余金の配当								1,375	1,375
当期純利益								7,244	7,244
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
自己株式の消却			1,338	1,338					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	1,338	1,338	-	9	-	5,878	5,869
当期末残高	13,092	6,233	42	6,275	1,125	60	11,000	34,241	46,426

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,245	58,017	1,772	293	2,065	60,082
会計方針の変更による累積的影響額						
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,245	58,017	1,772	293	2,065	60,082
当期変動額						
圧縮記帳積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		1,375				1,375
当期純利益		7,244				7,244
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分	0	0				0
自己株式の消却	1,338	-				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			2,278	394	1,884	1,884
当期変動額合計	1,338	5,869	2,278	394	1,884	7,753
当期末残高	1,907	63,886	4,050	101	3,949	67,835

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	13,092	6,233	42	6,275	1,125	60	11,000	34,241	46,426
会計方針の変更による累積的影響額								106	106
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,092	6,233	42	6,275	1,125	60	11,000	34,136	46,321
当期変動額									
圧縮記帳積立金の取崩						10		10	-
剰余金の配当								2,857	2,857
当期純利益								10,328	10,328
自己株式の取得									
自己株式の処分									
自己株式の消却									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	10	-	7,481	7,472
当期末残高	13,092	6,233	42	6,275	1,125	50	11,000	41,617	53,792

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,907	63,886	4,050	101	3,949	67,835
会計方針の変更による累積的影響額		106			-	106
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,907	63,780	4,050	101	3,949	67,730
当期変動額						
圧縮記帳積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		2,857				2,857
当期純利益		10,328				10,328
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分		-				-
自己株式の消却		-				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			503	62	565	565
当期変動額合計	0	7,471	503	62	565	8,036
当期末残高	1,907	71,251	4,554	39	4,514	75,766

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,456	6,129
海運業未収金	5,468	-
海運業未収金及び契約資産	-	8,280
不動産事業未収入金	578	1,070
関係会社短期貸付金	10,807	13,526
短期貸付金	0	1
立替金	798	944
販売用不動産	3	3
貯蔵品	2,091	3,479
繰延及び前払費用	1,000	1,239
代理店債権	1,809	1,577
未収還付法人税等	77	78
リース債権	43	37
その他	959	1,737
流動資産合計	30,090	38,099
固定資産		
有形固定資産		
船舶	43,842	32,982
減価償却累計額	13,612	4,837
船舶（純額）	1 30,230	1 28,144
建物	59,443	67,629
減価償却累計額	22,158	24,278
建物（純額）	1 37,285	1 43,351
構築物	848	1,103
減価償却累計額	255	285
構築物（純額）	593	818
機械及び装置	415	450
減価償却累計額	342	352
機械及び装置（純額）	73	97
車両運搬具	-	2
減価償却累計額	-	0
車両運搬具（純額）	-	2
器具及び備品	485	508
減価償却累計額	420	435
器具及び備品（純額）	65	73
土地	1 34,639	1 34,639
建設仮勘定	5,598	-
有形固定資産合計	108,482	107,123
無形固定資産		
ソフトウェア	168	278
電話加入権	4	4
その他	1	1
無形固定資産合計	173	284

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	1 16,627	1 16,089
関係会社株式	1 7,950	1 7,908
出資金	19	20
関係会社出資金	733	98
関係会社長期貸付金	4,313	2,930
長期前払費用	316	347
前払年金費用	225	279
リース債権	262	225
その他	536	573
投資その他の資産合計	30,981	28,470
固定資産合計	139,636	135,876
資産合計	169,726	173,975
負債の部		
流動負債		
海運業未払金	4,197	5,893
不動産事業未払金	230	648
短期借入金	8,467	7,147
1年内返済予定の長期借入金	1 12,216	1 7,919
未払金	211	74
未払費用	157	175
未払法人税等	67	155
前受金	2,793	-
前受金及び契約負債	-	2,155
賞与引当金	267	436
株主優待引当金	26	36
預り金	1,892	1,338
その他	159	120
流動負債合計	30,682	26,096
固定負債		
長期借入金	1 55,258	1 56,265
社債	5,000	5,000
退職給付引当金	172	141
繰延税金負債	1,730	1,900
受入敷金保証金	8,947	8,771
その他	101	36
固定負債合計	71,209	72,113
負債合計	101,891	98,209

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,092	13,092
資本剰余金		
資本準備金	6,233	6,233
その他資本剰余金	42	42
資本剰余金合計	6,275	6,275
利益剰余金		
利益準備金	1,125	1,125
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	60	50
別途積立金	11,000	11,000
繰越利益剰余金	34,241	41,617
利益剰余金合計	46,426	53,792
自己株式	1,907	1,907
株主資本合計	63,886	71,251
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,050	4,554
繰延ヘッジ損益	101	39
評価・換算差額等合計	3,949	4,514
純資産合計	67,835	75,766
負債純資産合計	169,726	173,975

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

市場価格のない株式等

株式：移動平均法による原価法によっております。

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、次の資産の耐用年数は以下の通りとしております。

鉄骨造の事務所	50年
昇降機・給排水設備・冷凍機・発電機・高圧機器	20年
船舶	15年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額及び年金資産額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、また企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期において発生すると見込まれる額を計上しております。

6 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

外航海運業及び内航・近海海運業

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。海運業においては、主として当社が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益及び費用を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、航海の経過日数によっております（航海日割基準）。取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。取引の対価に重要な金融要素は含まれておりません。船用品の販売等の一部の取引については、一時点で履行義務を充足し収益を認識しております。

なお、当社の役務提供後にその対価が顧客との交渉等によって確定する一部の取引に関しては、当該変動対価の不確実性に鑑みて、認識した収益の累計額の著しい減額が発生しない可能性が高いと合理的に判断できる範囲において、取引価格に反映しております。

不動産業

主にリース取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。

7 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金利息
外貨建金銭債務	外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

主として当社の内部規程である「デリバティブ管理規程」に基づき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスクあるいはキャッシュ・フロー変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしており、投機目的のための取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、為替予約については、外国通貨による決済見込額に対し、通貨種別、金額、履行時期等の重要な条件が同一である為替予約を行っているため、また金利スワップについては、特例処理の要件を満たす金利スワップを行っているため、いずれも有効性の評価は省略しております。

（「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係）

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下の通りであります。

ヘッジ会計の方法...繰延ヘッジ処理又は金利スワップの特例処理によっております。

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金利息

ヘッジ取引の種類...キャッシュ・フローを固定するもの

8 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

当事業年度より連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1)財務諸表に計上した金額

当事業年度及び前事業年度において、該当事項はありません。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産について減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれが高い価額)まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

当社は、減損判定における将来キャッシュ・フローの見積りを中期経営計画等に基づき策定しており、一般に入手可能な市場情報を考慮に入れております。

外航海運業の将来キャッシュ・フローの予測には高い不確実性を伴い、これらの見積りは減損の認識判定及び減損損失計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当事業年度の貸借対照表において計上された外航海運業に関する船舶等の有形固定資産は28,144百万円であります。

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

有形固定資産の減損判定を行う上で、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響は2023年3月期通期で影響が継続するという前提のもと、感染症対策費用の増加等を織り込み将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、外航海運業において当社の役務提供後にその対価が顧客との交渉等によって確定する一部の取引に関しては、従来より決算時点で未確定の取引価格については当該時点においてその見積りを行い、財務諸表に反映しておりましたが、当事業年度より当該変動対価の不確実性に鑑みて、認識した収益の累計額の著しい減額が発生しない可能性が高いと合理的に判断できる範囲において、取引価格に反映する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。この結果、利益剰余金の当期首残高は106百万円減少しております。また、当事業年度の売上高、売上原価及び1株当たり純資産額に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「海運業未収金」は、当事業年度より「海運業未収金及び契約資産」に含めて表示し、また、「流動負債」に表示していた「前受金」を「前受金及び契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(損益計算書関係)

1 関係会社に係る営業費用

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
借船料	29,462百万円	30,302百万円

2 販売費及び一般管理費の表示

販売費及び一般管理費のうち、販売費に属する費用の割合は軽微であります。
なお、主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
役員報酬	256百万円	286百万円
従業員給与	597	656
賞与引当金繰入額	191	314
株主優待引当金繰入額	26	36
退職給付費用	125	75
業務委託費	1,305	1,474
減価償却費	109	107
福利厚生費	471	522

3 関係会社に係る営業外収益

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
受取配当金	1,295百万円	3,566百万円
上記以外の営業外収益の合計	360	288

4 固定資産売却益のうち主要なもの

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
船舶	- 百万円	541百万円
建物	-	2

5 固定資産除却損のうち主要なもの

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
建物	11百万円	2百万円

6 固定資産売却損のうち主要なもの

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
船舶	- 百万円	4百万円

(貸借対照表関係)

1 担保に供した資産

下記資産(イ)は下記債務(ロ)の担保に供しております。

(イ) 担保に供した資産

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
船舶	30,036百万円	28,144百万円
建物	35,778	34,041
土地	22,132	22,132
投資有価証券	2,550	2,819
関係会社株式	2,092	2,092
計	92,588	89,228

(ロ) 担保権設定の原因となっている債務

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	10,924百万円	4,794百万円
長期借入金	39,958	44,090
計	50,882	48,885

2 偶発債務

前事業年度(2021年3月31日)

(1) 保証債務

会社名	用途	
NEW STAR TANKERS S.A.	設備資金	7,711百万円
LPG DAWN PANAMA S.A.	"	5,090
METHANE NAVIGATION S.A.	"	4,913
イノガストランスポート株式会社	"	3,786
SPICA SHIPHOLDING CO., LTD.	"	3,595
PERSEUS TANKERS S.A.	"	3,442
LPG SUNSHINE PANAMA S.A.	"	3,073
CASSIOPEIA TANKERS S.A.	"	2,956
LPG NADESHIKO PANAMA S.A.	"	2,912
HOPEFUL VOYAGE NAVIGATION S.A.	"	2,406
KP LINES S.A.	"	2,393
LPG LOTUS PANAMA S.A.	"	2,100
SERENE SEA NAVIGATION S.A.	"	1,776
COBALT BLUE SHIPPING S.A.	"	1,467
DRAGON'S MOUTH CARRIERS S.A.	"	1,422
GREEN ISLAND SEA SHIPPING S.A.	"	1,191
RED SEA MARINE S.A.	"	865
EL DORADO CARRIERS S.A.	"	817
MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.	"	446
イノエンタープライズ株式会社	"	290
JIPRO SHIPPING S.A.	"	29
合計		52,679

(2) 連帯債務

該当事項はありません。

当事業年度(2022年3月31日)

(1) 保証債務

会社名	用途	
LPG LIBERTY CO., LTD.	設備資金	8,024百万円
NEW STAR TANKERS S.A.	"	7,277
LPG DAWN PANAMA S.A.	"	4,751
イイノガストランスポート(株)	"	4,734
METHANE NAVIGATION S.A.	"	4,375
SPICA SHIPHOLDING CO., LTD.	"	3,302
PERSEUS TANKERS S.A.	"	3,156
LPG SUNSHINE PANAMA S.A.	"	2,730
CASSIOPEIA TANKERS S.A.	"	2,720
LPG NADESHIKO PANAMA S.A.	"	2,549
KP LINES S.A.	"	2,148
HOPEFUL VOYAGE NAVIGATION S.A.	"	2,123
UNTA CARRIERS PTE. LTD.	"	1,979
SERENE SEA NAVIGATION S.A.	"	1,739
COBALT BLUE SHIPPING S.A.	"	1,245
OCEAN HORIZON PANAMA S.A.	"	754
EL DORADO CARRIERS S.A.	"	696
RED SEA MARINE S.A.	"	533
MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.	"	390
合計		55,223

(2) 連帯債務

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2021年3月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	5,852
関連会社株式	2,098

当事業年度(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	5,811
関連会社株式	2,097

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
建替関連損失	8百万円	7百万円
投資有価証券評価損	264	250
賞与引当金	80	130
税務上の繰越欠損金	4,932	4,191
繰延ヘッジ損益	30	14
その他	58	61
繰延税金資産小計	5,372	4,653
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	4,932	4,191
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	440	462
評価性引当額小計	5,372	4,653
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	25	21
その他有価証券評価差額金	1,705	1,876
繰延ヘッジ損益	-	3
繰延税金負債合計	1,730	1,900
繰延税金負債の純額	1,730	1,900

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.1%	29.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.7	12.0
評価性引当額の増減	8.4	2.0
特定外国子会社等に係る課税対象金額	11.2	12.1
日本船舶による収入金額に係る損金算入額	26.3	26.7
その他	0.1	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.0	1.1

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【海運業収益及び費用明細表】

区別	要目		金額(百万円) (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
海運業収益	外航	運賃	60,580
		貸船料	22,381
		計	82,961
	内航	運賃	-
		貸船料	-
		計	-
	他船取扱手数料		14
	その他		133
	合計		83,108
	海運業費用	外航	運航費
船費			2,838
借船料			49,089
計			77,500
内航		運航費	-
		船費	-
		借船料	-
		計	-
その他		1,162	
合計		78,662	
海運業利益		4,446	

【有価証券明細表】
【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資 有価証券	その他 有価証券	みずほリース(株)	666,000	1,982
		東ソー(株)	700,150	1,270
		日本ゼオン(株)	862,000	1,176
		電源開発(株)	589,780	1,031
		トーア再保険(株)	1,476,000	956
		日産化学工業(株)	127,200	920
		Northern LNG Transport Co., LTD.	7,400,092	896
		Peninsula LNG Transport No.4 LTD.	2,868,671	708
		高砂熱化学工業(株)	385,000	668
		DOWAホールディングス(株)	115,500	648
		中央日本土地建物(株)	24,000	624
		出光興産(株)	114,000	385
		東京海上ホールディングス(株)	52,500	374
		住友不動産(株)	104,000	352
		中国塗料(株)	350,900	317
		全農グリーンリソース(株)	4,000	240
		日本アラビアメタノール(株)	15,000	225
		東京瓦斯(株)	91,298	204
		MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	49,443	197
		北海道瓦斯(株)	129,600	191
		三菱UFJフィナンシャル・グループ(株)	236,970	180
		三菱瓦斯化学(株)	83,500	174
		J5 Nakilat No.3 LTD.	1,291,200	158
		J5 Nakilat No.1 LTD.	1,281,600	157
		住友商事(株)	73,370	155
		J5 Nakilat No.7 LTD.	1,248,000	153
		J5 Nakilat No.6 LTD.	1,238,400	152
		J5 Nakilat No.4 LTD.	1,233,600	151
		J A 三井リース(株)	63,000	149
		J5 Nakilat No.8 LTD.	1,219,200	149
		J5 Nakilat No.2 LTD.	1,214,400	149
		J5 Nakilat No.5 LTD.	1,204,800	147
(株)静岡銀行	170,000	147		
三井住友トラスト・ホールディングス(株) 他42社	1,582,853	704		
計		28,266,027	16,089	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
船舶	43,842	18	10,877	32,982	4,837	1,906	28,144
建物	59,443	8,204	18	67,629	24,278	2,120	43,351
構築物	848	255	-	1,103	285	30	818
機械及び装置	415	46	12	450	352	10	97
車両運搬具	-	2	-	2	0	0	2
器具及び備品	485	24	0	508	435	15	73
土地	34,639	-	-	34,639	-	-	34,639
建設仮勘定	5,598	1,151	6,749	-	-	-	-
有形固定資産計	145,268	9,699	17,657	137,311	30,188	4,082	107,123
無形固定資産							
ソフトウェア	1,760	175	-	1,935	1,658	65	278
電話加入権	4	-	-	4	-	-	4
その他	2	1	-	3	2	0	1
無形固定資産計	1,767	176	-	1,943	1,659	65	284
長期前払費用	487	66	-	553	206	34	347

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次の通りであります。

建物	取得	8,204百万円
建設仮勘定	不動産及び船舶	1,151百万円

2 当期減少額のうち主なものは次の通りであります。

船舶	売却	10,877百万円
建設仮勘定	不動産及び船舶	6,749百万円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	267	436	267	436
株主優待引当金	26	36	26	36
退職給付引当金	172	48	79	141
前払年金費用 (は資産)	225	129	75	279

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

記載すべき事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで														
定時株主総会	6月中														
基準日	3月31日														
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日														
1単元の株式数	100株														
単元未満株式の買取り及び買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取及び買増手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 無料														
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次の通りです。 https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/publicnotice.html														
株主に対する特典	<p>1. 対象株主 毎年3月末日時点の株主名簿に記載された当社株式500株以上保有の株主</p> <p>2. 株主優待(2022年3月末基準日)の内容</p> <p>1) 商品カタログ 保有株式数と継続保有期間 に応じて、以下の「株主優待ポイント」を進呈。ポイントを利用して優待商品カタログの中から好きな商品1点への交換、または社会貢献活動への寄付が可能。 株主優待ポイント表(1ポイント=1円相当)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th> <th>継続保有期間</th> <th>進呈ポイント数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500株以上</td> <td>1年未満</td> <td>2,000ポイント</td> </tr> <tr> <td>1,000株未満</td> <td>1年以上</td> <td>3,000ポイント</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000株以上</td> <td>1年未満</td> <td>4,000ポイント</td> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>8,000ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>継続保有期間1年以上とは、株主優待割り当て基準日である3月末日時点の株主名簿を含む、過去の3月末日および9月末日時点の株主名簿へ同一株主番号で3回連続して記載されることとし、かつ、その期間中の株主名簿への保有記録が500株または1,000株を一度も下回らない場合を、それぞれ500株以上または1,000株以上として判定します。なお、相続や株主名簿からの除籍等により株主番号が変更になった場合は、その直後の基準日から起算といたします。</p> <p>2) 落語公演へのご招待 当社イイノホール(東京都)で開催予定の落語公演へ抽選でご招待。</p>	保有株式数	継続保有期間	進呈ポイント数	500株以上	1年未満	2,000ポイント	1,000株未満	1年以上	3,000ポイント	1,000株以上	1年未満	4,000ポイント	1年以上	8,000ポイント
保有株式数	継続保有期間	進呈ポイント数													
500株以上	1年未満	2,000ポイント													
1,000株未満	1年以上	3,000ポイント													
1,000株以上	1年未満	4,000ポイント													
	1年以上	8,000ポイント													

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第130期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第131期第1四半期)(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月13日関東財務局長に提出

(第131期第2四半期)(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2021年11月12日関東財務局長に提出

(第131期第3四半期)(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日) 2022年2月10日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2021年6月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書である。

2022年6月23日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書である。

(5) 発行登録書

2021年6月25日発行登録書(新株予約権証券)及びその添付書類を関東財務局長に提出。

2022年6月28日発行登録書(新株予約権証券)及びその添付書類を関東財務局長に提出。

(6) 訂正発行登録書

2021年6月29日関東財務局長に提出

2021年6月25日提出の発行登録書(新株予約権証券)に係る訂正発行登録書である。

2022年6月23日関東財務局長に提出

2021年6月25日提出の発行登録書(新株予約権証券)に係る訂正発行登録書である。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月28日

飯野海運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野口昌邦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富永淳浩

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている飯野海運株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結貸借対照表、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、飯野海運株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

外航海運業に関する固定資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されており、飯野海運株式会社の連結貸借対照表において、外航海運業セグメントに関する船舶等の有形固定資産89,092百万円が計上されており、総資産の36.1%を占めている。</p> <p>これらの固定資産は規則的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>外航海運業においては、海上輸送量の増減、競争の激化、船腹需給の変動等により、運賃が大きく変動する。将来の運賃の予測には高い不確実性を伴い、経営者による判断が減損損失の認識の要否の判定及び回収可能価額の算定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、外航海運業に関する固定資産の評価に対する判断が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、外航海運業に関する固定資産の評価に対する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 固定資産の評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 将来キャッシュ・フローの見積りの適切性の評価 将来キャッシュ・フローの見積りにあたって採用された主要な仮定の適切性を評価するため、その根拠について経営者に対して質問するとともに、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の運賃について、過去の運賃との比較や第三者機関が発行する報告書等により、その適切性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、飯野海運株式会社の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、飯野海運株式会社が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月28日

飯野海運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野口昌邦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 富永淳浩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている飯野海運株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第131期事業年度の財務諸表、すなわち、損益計算書、株主資本等変動計算書、貸借対照表、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、飯野海運株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

外航海運業に関する固定資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されており、飯野海運株式会社の貸借対照表において、外航海運業に関する船舶等の有形固定資産28,144百万円が計上されており、総資産の16.2%を占めている。</p> <p>これらの固定資産は定期的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>外航海運業においては、海上輸送量の増減、競争の激化、船腹需給の変動等により、運賃が大きく変動する。将来の運賃の予測には高い不確実性を伴い、経営者による判断が減損損失の認識の要否の判定及び回収可能価額の算定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、外航海運業に関する固定資産の評価に対する判断が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、外航海運業に関する固定資産の評価に対する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 固定資産の評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 将来キャッシュ・フローの見積りの適切性の評価 将来キャッシュ・フローの見積りにあたって採用された主要な仮定の適切性を評価するため、その根拠について経営者に対して質問するとともに、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の運賃について、過去の運賃との比較や第三者機関が発行する報告書等により、その適切性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。